

東村エコツーリズム推進全体構想

令和8年6月

東村エコツーリズム推進協議会

目次

1. エコツーリズムを推進する地域	1
(1) 推進の目的及び方針	1
(2) 推進する地域	15
2. 対象となる自然観光資源	16
3. エコツーリズムの実施の方法	32
(1) ルール	32
(2) 主な案内（ガイダンス）及びプログラム	35
(3) モニタリング及び評価	39
(4) その他	43
4. 自然観光資源の保護及び育成	45
(1) 特定自然観光資源の指定について	45
(2) その他の自然観光資源	45
5. エコツーリズムの推進体制	47
(1) 東村エコツーリズム推進協議会	47
(2) 登録エコツアー事業者・公認ガイド	48
6. その他エコツーリズムの推進に必要な事項	50
(1) 地域振興	50
(2) エコツーリズムと環境保全を繋げる仕組みの継続	51
(3) 環境教育の場としての活用と普及啓発	52
(4) 他の法令や計画等との関係及び整合	54
(5) 農林水産業や土地所有者等との連携及び調和	54
(6) 地域の生活や習わしへの配慮	55
(7) 安全管理に関する配慮事項	55
(8) 全体構想の公表	55
(9) 全体構想の見直し	55
【資料編】	56
(1) ルールの内容	56
(2) 簡易的モニタリングの報告内容フォーマット	67
(3) 東村エコツーリズム推進協議会 規約及び設置要綱	68

1. エコツーリズムを推進する地域

(1) 推進の目的及び方針

1) 東村におけるエコツーリズム推進の背景・経緯

東村は、国内でも比較的早い時期からエコツーリズムに関する取組を積極的に推進してきた地域の一つです。

沖縄県の「やんばる」と呼ばれる沖縄島北部に本村は位置し、総面積 81.75 km²のうち森林が約 72.5%、畑が約 10.6%を占める自然豊かな景色が広がっています。脊梁山地に広がる亜熱帯照葉樹林を源とする大小さまざまな河川が東海岸に向けて流れ、海岸には「慶佐次湾のヒルギ林」を代表とするマングローブ群落や砂浜、段丘崖などの自然海岸がみられるとともに、沖にはサンゴ礁が広がっています。また、本村の基幹産業は観光産業と農業であり、日本一の生産量を誇るパイナップル※をはじめ、マンゴーやカボチャなどが生産されています。

近年、沖縄島北部の森林地域「やんばるの森」が着目されています。「やんばるの森」にはここにしかない多種多様な生きものが生息・生育しており、平成 28 年 9 月に「やんばる国立公園」に指定され、さらに令和 3 年 7 月には「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」として世界自然遺産となりました。

このような自然環境を背景に、東村におけるエコツーリズムは地域振興を目的にはじまり、ふれあいヒルギ公園などのハード整備及び自然体験指導者等養成事業や推進体制の構築等から進め、慶佐次マングローブのエコツアー等を確立しました。現在に至るまでのエコツーリズムに係る取組の中で、フィールド利用ルールの設定や環境協力金、慶佐次レンジャー等の利用と保全の両立に寄与する仕組みを整え、世界自然遺産を活用する新たな自然体験プログラムを造成するなど、東村のエコツーリズムを継続的に発展させてきました。

※ 本全体構想では「パインアップル」ではなく「パイナップル」という表記で統一した



図 東村の位置

出典) 2023 年東村村勢要覧 資料編

東村のエコツーリズムに係る経緯	
昭和 51 年	・ 村民総参加でツツジを植える村民の森「つつじ園」開始
昭和 58 年	・ 第 1 回東村つつじ祭り
平成 6 年	・ 沖縄県内の自治体では初となるカヌー 6 艇を購入
平成 8 年	・ 第 3 次東村総合計画策定 (エコツーリズムやグリーン・ツーリズムの推進による自然体験交流型観光の確立と交流拠点づくりへの取組を展開)
平成 11 年	・ 東村エコツーリズム協会設立 ・ 啓発冊子「私たちのマングローブ」の発行
平成 12 年	・ 東村ブルーツーリズム協会設立 ・ 東村ふれあいヒルギ公園完成 ・ 東村自然体験指導者等養成事業を実施
平成 14 年	・ 村民の森「つつじエコパーク」完成
平成 15 年	・ 地域づくり総務大臣表彰・その他部門を村が受賞
平成 16 年	・ 東村グリーン・ツーリズム研究会設立 ・ 過疎地域自立活性化優良事例表彰で総務大臣賞を村が受賞
平成 17 年	・ 東村エコツーリズム協会、東村ブルーツーリズム協会、東村グリーン・ツーリズム研究会を統合する形で、東村観光推進協議会を設立 (平成 22 年に NPO 登録) ・ 第 1 回エコツーリズム大賞(優秀賞)をやんばる自然塾が受賞(取組内容「住民主導のエコツーリズムで地域活性化」)
平成 19 年	・ 東村環境保全基金条例を施行
平成 24 年	・ 東村観光振興計画策定 ・ うちなー地域づくり大賞を東村観光推進協議会が受賞
平成 25 年	・ 慶佐次マングローブ観光利用【ガイド・事業者間ルール】の施行
平成 26 年	・ 第 12 回オーライ！ニッポン大賞(グランプリ「内閣総理大臣賞」)を東村観光推進協議会が受賞
平成 27 年	・ 東村福地川海浜公園及びブルーツーリズム体験施設供用開始 ・ 福地ダム湖面利用ルールの適用
平成 28 年	・ やんばる国立公園の指定
平成 29 年	・ 東村第 2 次観光振興計画策定
令和元年	・ 第 15 回エコツーリズム大賞(特別賞)を東村観光推進協議会が受賞(取組内容「カヌーと森歩きを楽しむ やんばるの森の秘境ツアー」) ・ 慶佐次レンジャーの誕生
令和 2 年	・ 「サンライズひがし」道の駅登録
令和 3 年	・ 「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が世界自然遺産となる
令和 4 年	・ 東村第 3 次観光振興計画策定 ・ 福地ダム対岸エリアのフィールド利用ルール運用開始
令和 5 年	・ 東村公認ガイド利用推進条例施行 ・ 第 19 回エコツーリズム大賞(特別賞)を東村観光推進協議会がやんばる「保全と利用」体験型コンテンツ開発実行委員会及びやんばるリンクスと連名で受賞(取組内容「世界自然遺産の森の保全活動を体験する、やんばるの新しいナイトツアー」)
令和 6 年	・ 東村エコツーリズム推進協議会の設置 ・ 「ヤンバルエクスペリエンスホテル ヌンガニク」開業 ・ 第 20 回エコツーリズム大賞(優秀賞)を東村観光推進協議会が受賞(取組内容「やんばる型の自然体験・交流観光を推進して 20 年」)

2) 推進に当たっての現状と課題

① 村内の主な観光施設及び観光資源

村内の主な観光施設及び観光資源を次の図で示します。主要な観光施設としては、東村ふれあいヒルギ公園、福地川海浜公園、村民の森つつじエコパーク、道の駅サンライズひがし、ブルーツーリズム体験施設、山と水の生活博物館、福地ダム等があります。

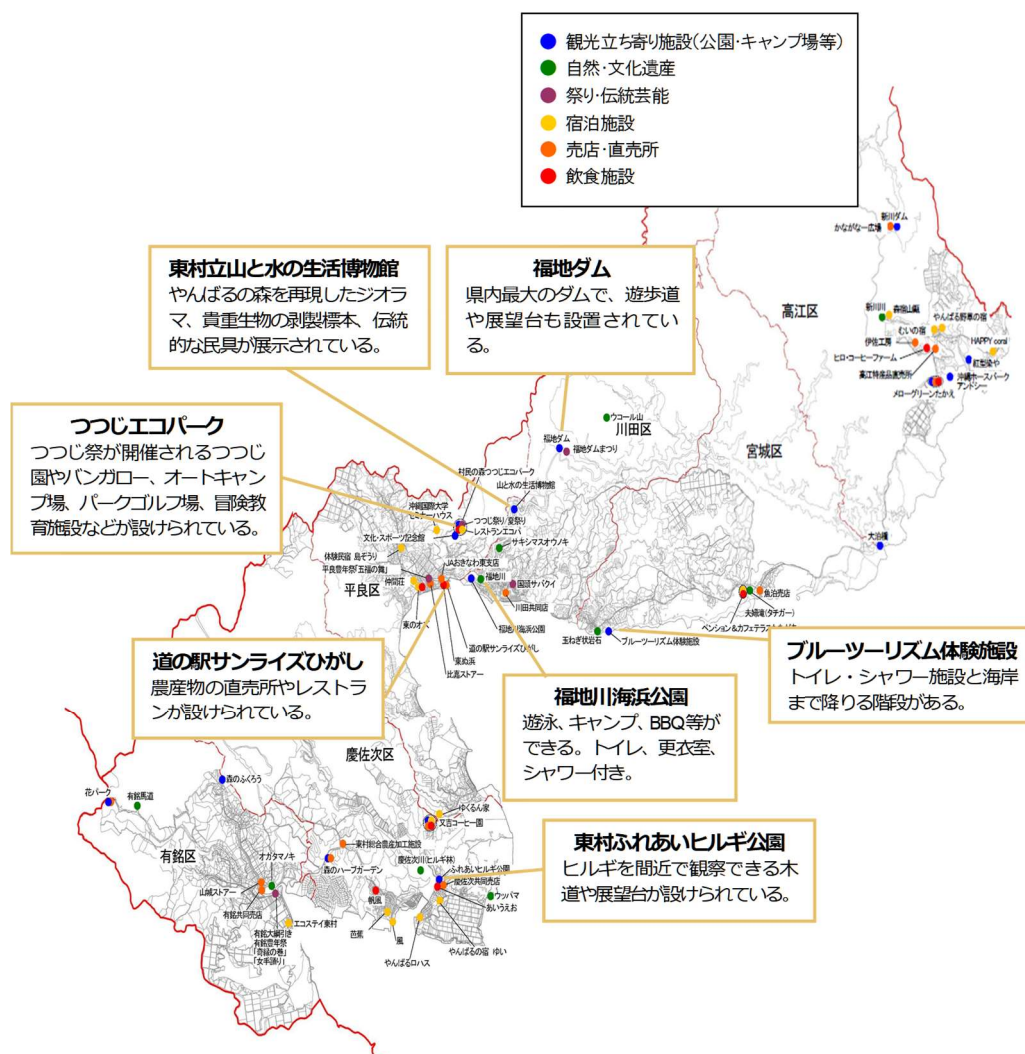


図 村内の主な観光施設及び観光資源

出典) 東村第3次観光振興計画

② 東村における入域観光客数の推移

近年の東村における入域観光客数の推移としては、新型コロナウイルス感染症蔓延前には年間 30 万人以上が訪れていましたが、その影響により令和 2 年度には約 20 万人を下回りました。その後、回復傾向にあり、令和 5 年度は約 26 万人が訪れました。

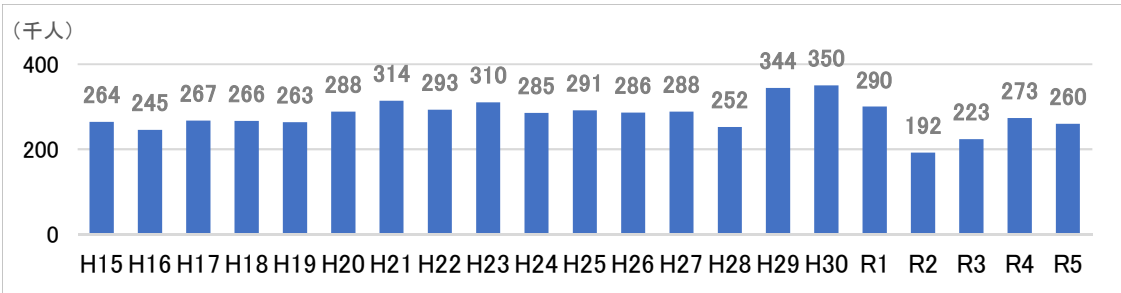


図 東村における入域観光客数の推移

出典) 東村第 3 次観光振興計画及び 2024 年東村村勢要覧 資料編

● 観光入り込み客数

年度	つつじ 祭り	山と水の 生活博物館	主な民間 観光施設	福地川 海浜公園	文化・スポーツ 記念館	エコ パーク	福地ダム	新川ダム	ヒ ル ギ 公 園				農業体験等 (人、校)		合計(人)
									一般エコツアー客	一般入り込み客					
											うち修学旅行(人、校)				
R 1	0	12,401	104,740	15,934	4,600	51,024	9,791	3,337	24,552	49,270	14,187	243	10,572	68	286,221
R 2	21,204	3,837	86,263	7,628	2,545	30,830	5,522	2,091	5,368	26,432	1,925	27	0	0	191,720
R 3	27,783	5,092	96,017	10,922	2,482	27,138	10,660	4,179	10,120	28,756	2,604	80	71	1	223,220
R 4	32,247	9,829	100,926	10,322	9,026	30,025	8,955	4,058	19,069	48,958	9,223	85	206	2	273,415
R 5	26,366	11,015	92,409	7,233	10,710	28,208	13,009	4,253	19,734	41,765	8,332	204	4,878	51	259,580

※合計について一部重複あり。

図 東村の観光入り込み客数（フィールド・施設別）

出典) 2024 年東村村勢要覧 資料編

③ 公認ガイド数・エコツアー案内客数

令和5年3月に東村公認ガイド利用推進条例が制定され、令和6年度より運用開始されました（東村公認ガイド利用推進条例の概要はP.48参照）。

令和6年現在、公認ガイド数は20人、登録エコツアー事業者数は9事業者となっています。エコツアーの種別ごとの公認ガイド数は下表の通りです。

エコツアーの種別	公認ガイド数		
	認定	登録	計※
1)水域において人力で操船をするボート等(カヤック、カヌー、スタンドアップパドルボード、ヨット等)で村内の自然・文化資源を観察・体験するガイドツアー	6人	11人	17人
2)リバートレッキング等の水辺で村内の自然・文化資源を観察・体験するガイドツアー	0人	0人	0人
3)徒歩や軽車両等を用いて村内の自然・文化資源を観察・体験する陸域のガイドツアー(森トレッキング、里山散策、自然観察等)	6人	6人	12人
4)その他、規則第2条第2項のエコツアーにあてはまるガイドツアー	0人	0人	0人
5)上記1)から4)のガイドツアーを2つ以上組み合わせたもの	2人	3人	5人

※複数のエコツアー種別で認定を受けることが可能なため合計数は公認ガイド数(20人)と一致しない

出典) 東村企画観光課資料

令和5年度の登録エコツアー事業者によるエコツアー案内客数は21,653人でした。案内客数のフィールド別割合としては、慶佐次マングローブが83.6%、ヒルギ公園遊歩道が11.5%となり、慶佐次地域におけるエコツアーが約95%を占めています。

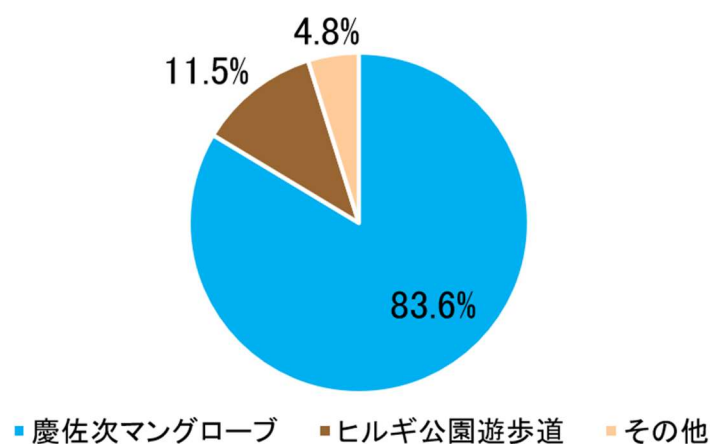


図 東村のエコツアーにおける案内客数のフィールド別割合

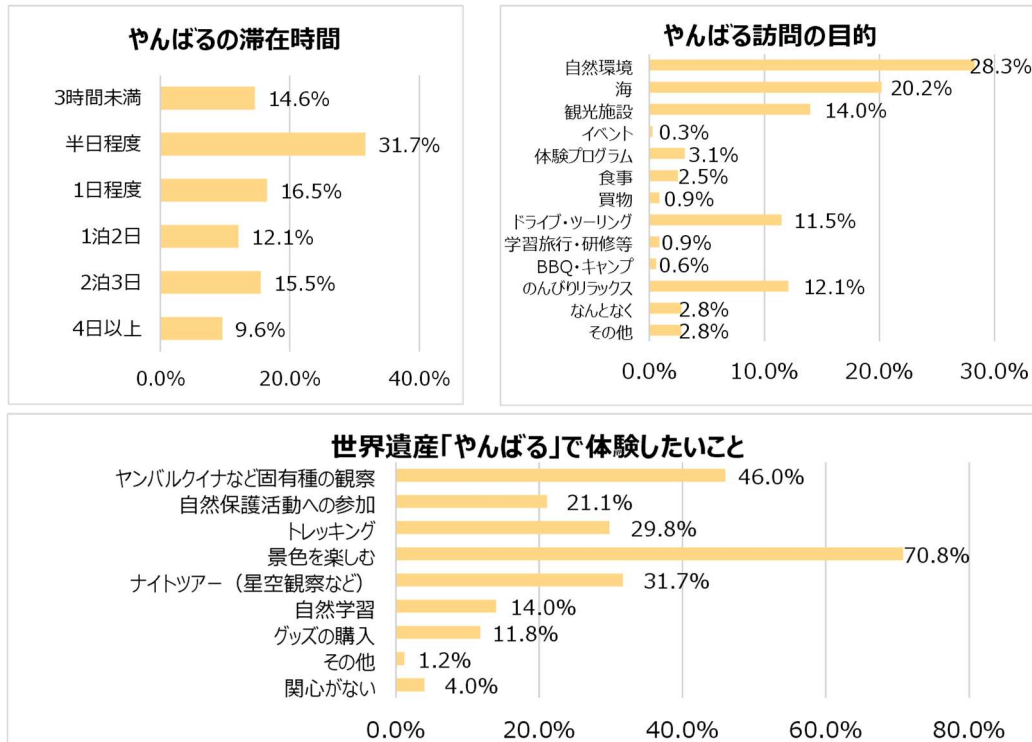
出典) 東村企画観光課作成

④ 東村での観光行動の傾向とニーズ

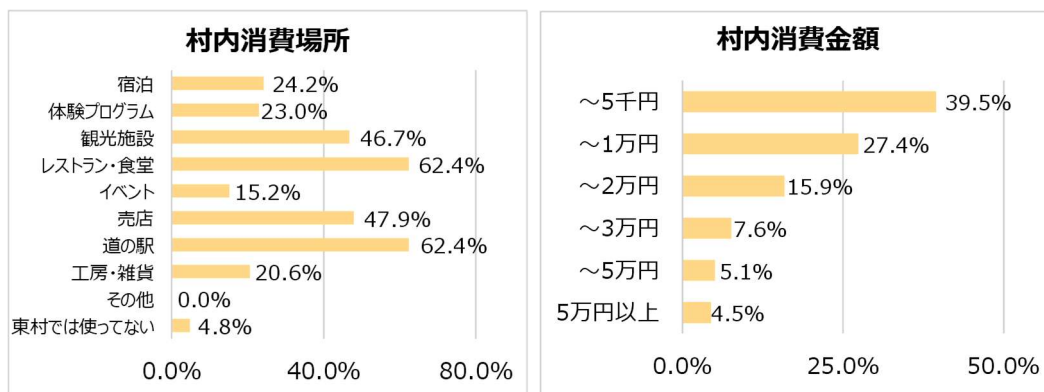
東村では第3次観光振興計画を策定するにあたり、観光に関するマーケティングデータを把握するための Web アンケートを実施しました（時期：令和3年7月、調査対象：リサーチ会社のモニター会員のうち、直近3か月の国内観光旅行等の経験者かつ直近5年以内にやんばる3村に訪問経験のある18歳～79歳）。

その主な結果は、訪問の目的は「自然環境」が28.3%、「海」が20.2%で、自然志向の人が多い傾向にありました。また、世界自然遺産「やんばる」で体験したいことは、「景色を楽しむ」が70.8%、「ヤンバルクイナなど固有種の観察」が46.0%であり、やんばるにしかない景色や体験を望む傾向にありました。村内の消費金額は「5千円未満」が39.5%、「1万円未満」が27.4%と低い傾向にありました。

<やんばる3村に関する設問>



<東村観光に関する設問>



出典）東村第3次観光振興計画

⑤ 東村の観光振興における内部・外部環境（SWOT 分析）

近年の東村の取組や村を取り巻く動向について SWOT 分析で整理しました。SWOT 分析とは、「強み（Strength）」「弱み（Weakness）」「機会（Opportunity）」「脅威（Threat）」の4軸から評価する手法です。

内部環境	S(強み) 【観光資源】 ○強力なコンテンツ(マングローブ体験)がある ○世界自然遺産に登録された自然環境がある ○秘境ツアーや AKISAMIYO といった世界自然遺産エリアを中心とした新たな体験型コンテンツの開発が進んでいる ○ナイトダムカヤック体験「やんばるリトリートパドル」や、体験型夕食プラン「@ホームダイニング」、保全体験型ナイトツアーAKISAMIYO 等のナイトコンテンツが充実している ○観光となじむ特産品(パイナップル)がある ○「マングローブ体験」「パイン生産地」「森の自然」「海の自然」は認知度・関心度がともに高い ○「ご当地グルメ」「コーヒー園」はギャップ分析で認知度は低いに関心度が高い ○「ジップライン」など、新しいコンテンツも誕生している 【受入体制】 ○観光推進協議会を中心とした受入体制が構築されている ○やんばるエクスペリエンスホテル「ヌンガニク」オープンによる滞在型観光需要の創出 ○つつじ祭りの開催が関係者の経験として定着 ○拠点となる「道の駅 サンライズひがし」がある	W(弱み) 【観光資源】 ○「農家民泊」「つつじ祭り」「BBQ・キャンプ」「エコパーク・PAプログラム」「福地ダム」は、ギャップ分析で認知度・関心度ともに低かった ○ブルーーツーリズムの取組に遅れ ○コロナ禍における五味観光跡地計画の遅れ、ロラン局跡地の活用検討に時間を要している ○村内周遊を促すプログラムの不足 【経済波及効果】 ○宿泊場所や観光消費機会が少ない ○1日以内の短期滞在者が多い傾向がみられる ○観光客 PR できる特産品やご当地グルメの数が少ない 【受入体制】 ○ヒルギ公園の利用者増加による駐車場不足 ○農家民泊の教育旅行比重が大で、後継者不足 ○インバウンド対応の取組が停滞 ○観光客の来訪時期は夏が多く、平準化が課題
外部環境	O(機会) 【制度】 ○東村公認ガイド利用推進条例の制定 ○やんばる3村エリアの世界自然遺産への登録 ○秘境ツアー及び AKISAMIYO の日本エコツーリズム大賞特別賞受賞による認知度向上 【ニーズ】 ○観光客のリピーター増加、ニーズの多様化 ○アドベンチャーツーリズムやエシカルツーリズム、サステナブルツーリズムといった新しいツーリズム需要の世界的な拡大 ○沖縄のカフェ・コーヒーブーム ○知的好奇心の強いアクティブシニア層の増加 ○ブルーゾーンとしての沖縄・やんばる地域への世界的な注目 ○今帰仁村・名護市にオープン予定のテーマパークを多くの観光旅行者が訪れることが予想される。 【情報通信】 ○情報発信の多様化(SNS、オンラインツアー等)	T(脅威) 【旅行需要】 ○全国的な人口減少による国内旅行市場の縮小 ○農家民泊受入家庭の減少による機会の喪失(国頭・大宜味への比重移行) ○新しい生活様式や新たな観光スタイルへの対応 【地域間競争】 ○県内他市町村、周辺エリアとの競合。例えば、今帰仁村・名護市のテーマパークがオープンすることで観光動態が変化することが予想される。

図 東村の観光振興に関する SWOT 分析

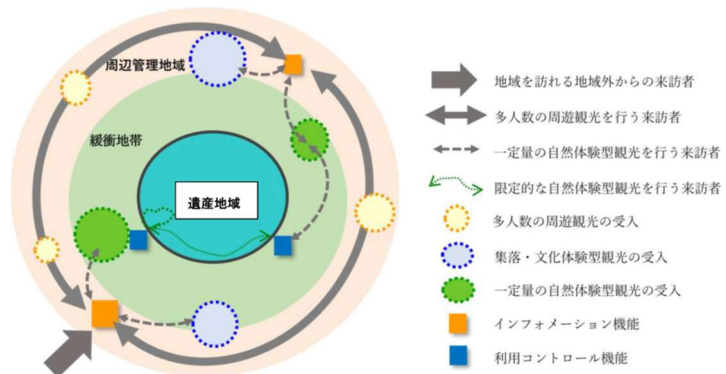
⑥ 世界自然遺産に関連する動きへの対応

令和3年7月に「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が世界自然遺産になり、東村は世界遺産ブランドを有することとなりました。これは、世界遺産地域の自然環境が“世界の宝”（人類共通の財産）であり後世に引き継いでいくことが必要になるとともに、エコツーリズムを推進する大きな契機となっています。

沖縄島北部においては、世界自然遺産への推薦に向け「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島 世界自然遺産推薦地包括的管理計画」（2018年12月改定）や「沖縄島北部における持続的観光マスタープラン」（令和6年3月改定）が策定され、観光利用の方針や持続的観光の基本的考え方が示されてきました。また、世界遺産委員会からの要請事項（第44回世界遺産委員会決議 44COM8B.5）

の一項目である「観光管理」への対応について、沖縄島北部では「やんばる3村世界自然遺産協議会」を中心に進められてきました。

東村においては、これらの世界自然遺産に関連する動きに対応し、世界自然遺産地域に相応しいエコツーリズムを推進することが必要となります。



地域区分ごとの観光利用の方針【概念図】

出典）沖縄島北部における持続的観光マスタープラン

沖縄島北部における持続的観光の基本的考え方

<その1: 来訪者の周辺管理地域への誘導と受入体制の強化>

沖縄島北部の世界自然遺産登録後も、脆弱な自然環境を有する遺産地域を将来にわたり保全していくため、遺産地域及び緩衝地帯への来訪者の入込みは最小限に留めることとし、周辺管理地域へと来訪者を誘導する。また、周辺管理地域において、来訪者が質の高い体験や十分な情報を得られるよう、人材の育成を進めるとともに、沖縄島北部の自然や生物多様性、文化を体験できる施設の整備を含め、受入体制を強化する。

<その2: 遺産地域及び緩衝地帯における観光利用の影響最小化>

遺産地域においては、フィールド利用時の登録・認定ガイド同伴など、適正利用に向けたルールを設定し、来訪者の入込みを抑制しつつ、より深い自然体験を促進するための受入体制を整える。緩衝地帯においては、登録・認定ガイド同伴のもと一定量の自然体験型観光を受入れ、地域固有の自然や生物多様性の豊かさに触れる機会を提供する。また、遺産地域の入り口としての利用コントロール機能を確保し、遺産地域を訪れる来訪者に利用ルールや自然環境の価値を周知する。さらに、遺産地域及び緩衝地帯のいずれにおいても、適切な自然体験型観光が実施されているかを継続的にモニタリングし、必要に応じて適切なコントロールを実施する。

<その3: 持続的観光を地域の持続的発展へ活用>

世界遺産登録を契機とした来訪者の増加を沖縄島北部の持続的発展に活かす。人口減少や経済活動の低迷が地域の課題である沖縄島北部において、持続的観光を活用・促進することで、地域内消費の拡大や雇用創出を通じて、観光業のみならず、飲食・小売業や農林水産業などを含めた様々な地元産業を活性化させる契機とする。

出典）沖縄島北部における持続的観光マスタープラン

⑦ 東村のエコツーリズムに関する課題

【世界自然遺産登録への対応】

令和3年7月に世界自然遺産へ登録されたことをふまえ、世界自然遺産と絡めたプログラムとして、秘境ツアーや保全体験型ナイトツアーAKISAMIYO等を開発してきました。今後は、これらのコンテンツを案内できるガイド人材の育成をしていくことが求められます。また、東村の観光スポットを訪れることが自然への理解、守ることにつながるようなサステイナブルツーリズム、レスポンシブルツーリズムの視点が求められています。

【エコ／グリーン／ブルーツーリズムにおける課題】

エコツーリズム／グリーンツーリズムの取組が比較的順調である一方、ブルーツーリズムの取組が一部遅れている状況がみられます。ブルーツーリズム体験施設とその周辺の海の環境を積極的にいかしていく取組やプログラムを実施する人材の確保が求められます。

エコツーリズムでは、ガイドの多くが40代以上であり、次世代の人材不足や育成の遅れが深刻化しています。村内のエコツアー事業者の多くは個人事業主であり、新たなガイドを雇用することが経済的に難しいという現状があります。また、雇用を希望しても村内に若い人材が不足していることも課題となっています。IターンやUターンを含めた移住促進による若いガイド人材の確保・育成が急務となっていますが、そのためには、移住者が住める空き家や村営アパートの整備といった環境整備も同時に必要です。

グリーンツーリズムで注力してきた農家民泊は、高齢化の進行により受け入れ可能な農家が減少し、修学旅行などの団体を受け入れる体制が危機に直面しています。新たな受け入れ農家の確保が最重要課題ですが、さらに進行することが予想される過疎化や高齢化を見据え、グリーンツーリズムの今後のあり方の検討が必要と考えられます。

【観光客の滞在時間の延長や消費額の向上】

観光客へのアンケート調査により、東村の滞在時間は1日未満の割合が高く、村内での消費金額も1万円以下が約6割を占める傾向がみられました。宿泊施設が不足していた状況でしたが、近年はHundred Days Hotelやヤンバルエクスペリエンスホテル「ヌンガニク」の開業が相次いでいます。今後、これらの新しい宿泊施設や既存のつつじエコパークなどを拠点に、東村を通過型から滞在型の観光地へと発展させることが必要と考えられます。そのためには、ナイトコンテンツを含む魅力的なアクティビティの充実と、それらを案内するガイド人材の育成が重要といえます。

また、村内の観光事業者が継続的に観光に携わり、今後も村の経済を支える産業として観光を成り立たせるためには、現在沖縄県の観光客のごく一部しか訪れていない東村への来訪者数を少しでも増やすことが重要となります。それに加え、観光客の消費額を向上させるため、観光商品やサービスの高付加価値化に取り組み、単価を上げることも不可欠です。そのためには、「沖縄でエコツアーを楽しむなら東村」といったブランディングが重要です。

【デスティネーションとしての認知度を高めるブランディングが必要】

観光客へのアンケート調査によると、東村を訪れなかった理由として「情報がなかった」と「時間がなかった」という回答が多く、このことから東村の認知度が低く、観光の目的地として選ばれていないことが分かります。国内で先駆けてエコツーリズムを推進してきたという自負だけでなく、東村がエコツーリズムや体験型観光の村であることを明確に示すブランディングを強化し、観光目的地（デスティネーション）としての認知度を高める必要があります。東村がエコツーリズムの村としてのブランディングを明確にすることで、テーマパークなどでは味わえない本格的な自然体験を求める層に対して、効果的なアピールが期待できると考えられます。

3) 推進の目的及び基本的な方針

① 東村観光のメインテーマ及びインナーコンセプト

東村は、やんばるの山々や川、海、それらが織りなす風景など、優れた自然観光資源が豊富にあり、これらの自然を守りながら、基幹産業の農漁業をいかした観光振興に取り組んできました。最初の観光振興計画から現在の東村第3次観光振興計画まで、(ブレない)東村の観光テーマは「人類共通の自然をまもりいかす観光×農漁業のおもてなしで交流する観光」です。

また、東村第3次観光振興計画において、東村内のすべての観光従事者が共有できるインナーコンセプト(内向きの目標)として、「観光従事者のステイタス向上とサステイナブルなやんばる観光の実現」を掲げました。その趣旨は、観光の持続可能性を確立していくため、世界自然遺産としての価値ある自然環境の希少性を保全するとともに、地域経済の発展と持続的な観光誘客を目指すことといえます。とりわけ、観光従事者が経済的な不安なく住み続けられることが重要で、家族を養いつつ子育て資金も貯蓄できるレベルの世帯収入を得られるとともに、やんばるで観光に携わることが一種のステイタスとなることを目指すような観光産業を目指しています。

【基盤となる東村観光のメインテーマ】

人類共通の自然をまもりいかす観光×農漁業のおもてなしで交流する観光

出典) 東村第3次観光振興計画

【インナーコンセプト(内向きの目標)】

観光従事者のステイタス向上とサステイナブルなやんばる観光の実現

出典) 東村第3次観光振興計画

② エコツーリズム推進の目的

東村は、地域振興を目的として、国内でも先駆けてエコツーリズムを積極的に推進してきた地域です。エコツアー事業者や行政などの地域関係者が一丸となってエコツーリズムに取り組んできたことにより、東村ならではのエコツーリズムを作り上げてきました。

今後も、エコツーリズムの先進地として取組を推進し、保全と利用の調和のとれた地域振興を図るとともに、東村の優れた自然観光資源を後世へ継承していきます。

③ エコツーリズム推進の基本的な方針

東村においてエコツーリズムを推進していく基本的な方針を以下に示します。

基本的な方針① 世界に誇る自然環境を活かした希少価値の高い自然体験を提供！

- ・東村には、世界に誇る自然があります。この魅力あふれる自然観光資源を活用し、安心安全で質の高い持続可能な体験型観光と東村固有の地域資源の特性及び価値について理解を深める学習型観光を磨き上げ、観光旅行者の感動体験を生み出すことを目指します。観光旅行者の満足度を高水準で維持し、国内はもちろん、世界からも選ばれ続ける自然体験を提供できるよう努めます。
- ・東村の自然や文化は、エコツアーガイドによるガイドランス（案内）やインタープリテーション（解説）があることではじめて観察・理解できるものも多くあります。また、やんばるの森にはハブやハチなどの有毒生物がおり、道迷いをしてしまうリスクなどもあり、自然観光資源を安全に利用するためにもガイドの必要性が高い地域といえます。
- ・そのため、「東村公認ガイド利用推進条例」の適切な運用等を通じて、学習会・講習会等によりエコツアーガイドの能力向上を図るとともに、エコツアーガイドは知識及び技能水準の維持向上に最大限努め、安全及び自然観光資源の保全が確保された、ここでしか味わえない質の高い自然体験の提供に努めます。

基本的な方針② 自然体験観光の旅行目的地となるためのブランディング

- ・東村はこれまでもエコツーリズムを積極的に推進してきたものの、現在のところ、観光旅行者はマングローブカヌー体験等をするために訪れてから「東村」という場所を認識しています。例えば屋久島や小笠原などのように、「東村」「やんばる」が自然体験観光の旅行目的地（ディスティネーション）になることを目指します。
- ・そのため、東村のエコツーリズムに関するブランディングをしていくことが重要であることから、自然体験プログラムの魅力やエコツアーガイドの質の高いサービス、世界自然遺産・国立公園としての価値、エコツーリズムに関する取組などの情報を積極的に発信していきます。とりわけ、自然志向の強い潜在的観光旅行者などへ情報が届くようなブランディング戦略を検討するとともに、潜在的観光旅行者に響くプログラム開発を継続して行います。

基本的な方針③ 自然環境の保全を前提としたフィールドの利用

- ・東村の亜熱帯照葉樹林やマングローブなどの生態系や、そこをすみかとするノグチゲラやヤンバルクイナ、ケナガネズミ、リュウキュウヤマガメなどの絶滅危惧種や固有種をはじめとする多様な生き物は世界的な価値を有しており、ここにしかない唯一無二の自然です。これらの自然環境は東村のエコツーリズムの魅力の基盤であり中心的存在であることから、自然環境を保全していくことは東村のエコツーリズムの前提と考えられます。
- ・したがって、地域の自然環境の保全を確保し、今後も持続的に利用していくため、関係法令並びに地域関係者で協議の上定められてきた利用ルールを遵守するとともに、必要に応じ、地域関係者で協議しながら利用ルールを新たに設定していきます。また、自然環境（景観等を含む）の保全活動も継続します。
- ・利用フィールドにおけるエコツアーの実施にあたっては、可能な限り自然環境への影響がない体験を行い、利用負荷の低減を図るとともに、観光による自然環境への影響の有無や程度を把握するためモニタリングを実施し、評価結果から必要が生じた場合には、適切な利用となるよう改善を図ります。
- ・慶佐次地域においては、日々フィールドを利用するエコツアーガイドの多くが「慶佐次レンジャー」となり、自分たちの利用するフィールドの管理のサポート（利用者の指導、外来種防除、情報収集・報告等）を率先して行っています。また、地域関係者間で定めたルールに基づき、エコツアーガイドなどが支払う環境協力金は環境保全等の財源に充てられています。このように、受益者であるエコツアーガイドが利用フィールドの保全に貢献するとともに、収益の一部を自然環境の保全や地域社会への還元につなげる、保全と利用の好循環を生む仕組みを継続・発展していきます。
- ・観光旅行者に自然環境等の魅力とともにルールについて周知を図ることで、自然環境の保全や地域社会への配慮への理解醸成を行い、責任ある観光（レスポンシブル・ツーリズム）を推進します。例えば、観光旅行者にも、野生動物の尊重やゴミの適切な処理、他のビジターへの配慮等の Leave No Trace (LNT) の考え方を意識してもらうような普及啓発を行い、利用マナーの向上を図ります。
- ・これらの取組により、「自然環境保全に積極的な地域」として観光目的地として、東村のブランド力を高めていきます。

基本的な方針④ 世界自然遺産に相応しいエコツーリズムの推進

- ・令和3年に世界自然遺産となった「やんばるの森」においては、世界自然遺産に相応しいエコツーリズムを推進していくことが求められます。
- ・『沖縄島北部における持続的観光マスタープラン』の基本的考え方に示されているように、世界自然遺産地域の利用にあたっては、福地ダム対岸エリアのフィールド利用ルール等に基づき観光旅行者の入込みを抑制しつつ、エコツアーガイドの解説を通じたより深い自然体験を促進し、世界でここにしかない地域固有の生き物や生物多様性の豊かさに触れる機会を提供していきます。

基本的な方針⑤ 地域経済の振興へ貢献

- ・エコツアー実施者（エコツアーガイド及び事業者等）は、地域資源を保全しながら利活用することで、東村の持続的な地域振興の重要な担い手となります。エコツーリズムを推進することで、まずは、エコツアー実施者が十分な世帯収入を得ることができ、経済的な不安なく東村に住み続けられることが重要です。
- ・エコツーリズムの取組により地域経済の振興に寄与するためには、観光による経済効果を他の産業へと広く波及させるための取組が必要です。エコツアー実施者と農漁業者等の連携・すみ分けを図り、文化や生業、食文化等も活用した魅力的なプログラムや商品の開発を進めます。また、農業体験の多様化や質の向上及び福地川海浜公園やブルーツーリズム体験施設の活用などを通じて、グリーンツーリズム及びブルーツーリズムの活性化を図ります。
- ・地域内での観光関連消費額を増やすため、エコツアーの実施にあたっては、観光旅行者に地元産品の魅力・特徴や地元飲食店等の情報提供などを積極的に行い、地域内消費を促します。
- ・更なる地域経済振興に繋げていくためには、これまでの観光形態から脱却し、滞在型の観光地へと発展させることが必要です。昨今の宿泊施設の充実に合わせ、ナイトコンテンツなどの夜を舞台とした魅力的なアクティビティを充実させるとともに、観光商品やサービス、お土産品の高付加価値化に取り組み、観光旅行者の消費単価を上げていくことを目指します。
- ・また、東村産品のオンライン購入を増やす取組や、ツアー費用をふるさと納税の返礼品の地域クーポンで支払える「旅先納税」の取組、希少な自然体験をふるさと納税の返礼品にしていく等、様々な形で地域経済の振興に貢献していきます。そのため、エコツアー参加者が東村のファンとなってもらえる価値を提供し、継続的に魅力ある情報を提供することで、東村の経済振興に寄与して頂ける関係人口の維持・増加を図ります。

基本的な方針⑥ 地域社会への配慮及び地域の持続的発展

- ・エコツーリズムの推進にあたっては、集落の慣習や地域経済等を含め地域を最大限に尊重し、エコツアー実施者は集落等が主催する行事・活動への参画や地域住民の豊かな暮らしを守る行動を心掛ける等、地域社会の持続的な振興に努めます。エコツアー実施者等と地域住民が適切なコミュニケーションをとり、地域住民の生活及び財産を害することがないように配慮し、特に土地所有者や農漁業との調和を図りながら利用を行います。
- ・一般の観光旅行者（エコツアーに参加していない観光旅行者）にも、本全体構想のルールや一般的な利用マナーを周知することで、地域社会への配慮を求めています。
- ・このようなエコツーリズムの推進を地域の持続的発展に繋げていくためには、ルール・マナーに精通したエコツーリズムを担う人材が必要です。エコツーリズムを通じて、若者の働く場があり、地域に定着して暮らし続けられるよう、エコツアーガイドをはじめとする観光従事者の人材育成やステイタス向上に取り組んでいきます。

(2) 推進する地域

東村のエコツーリズムを推進する地域（本全体構想の対象範囲）は、全域に自然観光資源等が存在するとともに、村全体で一丸となって取り組むことが必要であることから、東村全域及び周辺海域とします（北部訓練場を除く）。

東村には「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」として世界自然遺産となった範囲が含まれており、その範囲においては適切な観光管理の実現により、世界遺産としての価値である生物多様性の保全が強く求められます。また、観光旅行者に、世界から認められた「やんばるの森」を体験する機会を提供することも同じく重要であると考えられます。そのため、世界自然遺産の範囲については「世界自然遺産エリア」を設定し、このエリアの特性及び取扱方針を以下に示します。なお、本ゾーニングを変更した方がより効果的にエコツーリズムを推進できると判断された場合には、協議会による協議の上、ゾーニング及び取扱方針の見直しを行います。

世界自然遺産エリアの特性及び取扱方針

【位置】

東村内の世界自然遺産の範囲(P. 17 の赤囲み)

【特性】

世界自然遺産エリアには、世界自然遺産の魅力である亜熱帯照葉樹林やここにしかない生き物を体感できるウコール山、カタナバー、玉辻山（頂上付近を除く）という既存のエコツアーがあります。

このエリアではノグチゲラやヤンバルクイナなどの固有で希少な生きものが見ることができ、世界自然遺産の魅力を体験するのに重要なエリアです。

【取扱方針・配慮事項】

世界自然遺産エリアにおいては、観光旅行者の入込みを限定しつつ、フィールド利用時の公認ガイド同伴を推奨し、インタープリテーション（解説）を伴うより深い自然体験を促進し、世界自然遺産の価値の理解醸成に繋がります。福地ダム対岸エリアのフィールド利用ルールなどの自主ルールを適切に運用していくことで、オーバーユースや自然観光資源への影響に配慮しながらエコツアーを行う方針とします。

2. 対象となる自然観光資源

(1) 対象となる主な自然観光資源の一覧

東村には、多種多様で特徴的な自然観光資源が存在しますが、特にエコツーリズムの推進及びエコツアーの実施に関連して重要性の高い自然観光資源を整理しました。なお、その存在が知られることで盗掘などにつながる資源については、その保全を優先し、記載しないこととします。

動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係る観光資源	
動植物	【鳥類】 ノグチゲラ、ヤンバルクイナ、ホントウアカヒゲ など 【哺乳類】 ケナガネズミ、オリイオオコウモリ など 【両生類】 カエル類、オキナワイボイモリ など 【爬虫類】 ヤンバルトカゲモドキ、リュウキュウヤマガメ、ハブ など 【昆虫】 ヤンバルクロギリス、オオゴマダラ、リュウキュウアサギマダラ、リュウキュウハグロトンボ、ホタル類など 【植物】 アマミイナモリやリュウキュウツワブキなどの溪流植物 ナンカクランやオキナワセッコクなどの着生植物 ヒカゲヘゴやオオタニワタリ類などのシダ植物 カクチョウランやツルランなどのラン科植物 オキナワギクなどの海岸植物 【巨木】 川田のサキシマスオウノキ、有銘のオガタマノキ、ウコール山のオキナワウラジロガシ
動植物の生息地・生育地	【植生】 亜熱帯照葉樹林、雲霧林、溪流帯の植生、慶佐次のマングローブ 【山地】 玉辻山（山頂付近を除く）、ウコール山 【河川(溪流)】 カタナバー、新川川、福地川、つつじエコパーク内の沢 【ダム湖】 福上湖（福地ダム）、新川湖（新川ダム） 【海岸・砂浜】 ウップマ、福地川海浜公園、長浜海岸、サンゴ群集
自然環境と密接な関連を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源	
有銘馬道、有銘大綱引き、川田の国頭サバクイ、共同売店、豊年祭、海神祭、エイサー	
(参考) その他の観光資源	
東村立山と水の生活博物館、東村ふれあいヒルギ公園、東村村民の森 つつじエコパーク、東村文化・スポーツ記念館、道の駅サンライズひがし、又吉コーヒー園、紅型工房「びんがたの染や」、農地（パイナップル畑）	



図 自然観光資源の位置図

(2) 対象となる主な自然観光資源の概要

① 動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係る観光資源

区分：細区分	動植物：鳥類
資源の名称	ノグチゲラ、ヤンバルクイナ、ホントウアカヒゲなどの鳥類
所在地	全域
特性	・村の鳥に指定されているノグチゲラ（国指定特別天然記念物、国内希少野生動植物種、絶滅危惧 IA 類など）や、ヤンバルクイナ（国指定天然記念物、国内希少野生動植物種、絶滅危惧 IA 類など）、ホントウアカヒゲ※（国指定天然記念物、国内希少野生動植物種、絶滅危惧 IB 類など）といった、やんばる地域にしかない固有で希少な鳥類が生息しています。 ・ノグチゲラは、東村ノグチゲラ保護条例により保護されています。 ・やんばる地域では、日本国内で見られる野鳥の 30% 以上（約 200 種）を観察することができます。
利用の概況および利用に当たって配慮すべき事項	・野鳥観察を主目的とした利用があります。 ・エコツアーの際には、特に繁殖期において、人間が出す音や光などで鳥類にストレスを与えないように配慮する必要があります。 ・ヤンバルクイナの交通事故等が発生していることから、車の速度等に気をつけながら運転する必要があります。

※天然記念物としての指定名称：アカヒゲ

区分：細区分	動植物：哺乳類
資源の名称	ケナガネズミなどの哺乳類
所在地	陸域
特性	・ケナガネズミ（国指定天然記念物、国内希少野生動植物種、絶滅危惧 IB 類など）などの固有で希少な哺乳類をはじめ、リュウキュウイノシシやオリオオコウモリなどが生息しています。
利用の概況および利用に当たって配慮すべき事項	・エコツアーの際には、人間が出す音や光などで哺乳類にストレスを与えないように配慮する必要があります。 ・ケナガネズミの交通事故等が発生していることから、車の速度等に気をつけながら運転する必要があります。

区分：細区分	動植物：両生類
資源の名称	カエル類、オキナワイボイモリなどの両生類
所在地	陸域
特性	・ 渓流域などに、オキナワイシカワガエル（県指定天然記念物、国内希少野生動植物種、絶滅危惧ⅠＢ類など）やホルストガエル（県指定天然記念物、国内希少野生動植物種、絶滅危惧ⅠＢ類など）などのカエル類や、オキナワイボイモリ（県指定天然記念物、国内希少野生動植物種、絶滅危惧Ⅱ類など）などの希少な両生類が生息しています。
利用の概況および利用に当たって配慮すべき事項	・ エコツアーの際には、人間が出す音や光などで両生類にストレスを与えないように配慮することが必要です。 ・ 両生類の違法な採取を行わないように周知徹底する必要があります。

区分：細区分	動植物：爬虫類
資源の名称	ヤンバルトカゲモドキ、リュウキュウヤマガメ、ハブなどの爬虫類
所在地	陸域
特性	・ 希少なヤンバルトカゲモドキ（県指定天然記念物、国内希少野生動植物種、絶滅危惧Ⅱ類など）やリュウキュウヤマガメ（国指定天然記念物、国内希少野生動植物種、絶滅危惧Ⅱ類など）、ハブをはじめとしたヘビ類などの爬虫類が生息しています。
利用の概況および利用に当たって配慮すべき事項	・ エコツアーの際には、人間が出す音や光などで爬虫類にストレスを与えないように配慮することが必要です。 ・ 爬虫類の違法な採取を行わないように周知徹底する必要があります。 ・ ヘビ類の中には、ハブやヒメハブといった毒を有する種もいるので、エコツアーの際には安全管理も必要です。

区分：細区分	動植物：昆虫類
資源の名称	ヤンバルクロギリス、オオゴマダラ、リュウキュウアサギマダラ、リュウキュウハグロトンボ、ホタル類などの昆虫類
所在地	陸域
特性	・ やんばる固有のヤンバルクロギリスや、沖縄県の県蝶であるオオゴマダラ、リュウキュウアサギマダラ、溪流で見られる羽が美しいリュウキュウハグロトンボ、ホタル類などの昆虫類が生息しています。
利用の概況および利用に当たって配慮すべき事項	・ エコツアーの際には、人間が出す音や光などで昆虫類にストレスを与えないように配慮することが必要です。 ・ 昆虫類の違法な採取を行わないように周知徹底する必要があります。

区分：細区分	動植物：植物
資源の名称	アマミイナモリやリュウキュウツワブキなどの溪流植物
所在地	陸域
特性	・河川の増水により周期的に一時的に冠水する溪流帯に生育する植物は溪流植物と呼ばれ、急激な降雨時には激流にもまれ、減水すると乾燥する特殊な環境に適応した植物がみられます。 ・東村の溪流帯では、アマミイナモリやリュウキュウツワブキ、ヤンバルアオヤギバナ、ナガバハグマ、クニガミトンボソウなどの溪流植物がみられます。
利用の概況および利用に当たって配慮すべき事項	・溪流や周囲の森林、そこに生息・生育する動植物の観察などを目的として、リバートレッキングやシャワークライミング等で利用されています。 ・特に沢では、岩についた溪流植物を傷つけたりすることをできるだけ避けるなど、溪流植物の生育に影響を与えないように利用する配慮が必要です。希少なものもあるため、採取を行わないことはもちろん、非意図的に損傷することもないように注意が必要です。

区分：細区分	動植物：植物
資源の名称	ナンカクランやオキナワセッコクなどの着生植物
所在地	陸域
特性	・ナンカクランやオキナワセッコクなどの様々な着生植物が生育しており、亜熱帯らしい雰囲気醸し出します。
利用の概況および利用に当たって配慮すべき事項	・森林やそこに生息・生育する動植物の観察などを目的としたトレッキング等がみられます。 ・着生植物には希少な種もあるため、採取を行わないことはもちろん、非意図的な損傷もないように注意が必要です。

区分：細区分	動植物：植物
資源の名称	ヒカゲヘゴやオオタニワタリ類などのシダ植物
所在地	陸域
特性	・ヒカゲヘゴやオオタニワタリ類などの様々なシダ植物が生育しており、亜熱帯らしい雰囲気醸し出します。
利用の概況および利用に当たって配慮すべき事項	・森林やそこに生息・生育する動植物の観察などを目的としたトレッキング等がみられます。 ・道沿いにあるシダ植物を踏みつけたりすることをできるだけ避けるなど、シダ植物の生育に影響を与えないように利用する配慮が必要です。

区分：細区分	動植物：植物
資源の名称	カクチョウランやツルランなどのラン科植物
所在地	陸域
特性	・カクチョウランやツルランなどの地生ランが生育しており、亜熱帯らしい雰囲気醸し出します。
利用の概況および利用に当たって配慮すべき事項	・森林やそこに生息・生育する動植物の観察などを目的としたトレッキング等がみられます。 ・ラン科植物の多くは、美しく独特な形の花を咲かせることから、違法な盗採の被害に遭うことがあります。エコツアー中に紹介した希少ランがツアー参加者に後日持ち去られる事例が国内で見られることから、やんばる地域でもエコツアーにおける取扱いに注意が必要です。

区分：細区分	動植物：植物
資源の名称	オキナワギクなどの海岸植物
所在地	陸域
特性	・アダンなどの海岸植物が亜熱帯らしい雰囲気を醸し出すとともに、オキナワギクなどの希少植物も生育しています。
利用の概況および利用に当たって配慮すべき事項	・海水浴やマリンスポーツの際に、海岸植物を踏みつけたりすることをできるだけ避けるなど、その生育に影響を与えないように利用する配慮が必要です。

区分：細区分	動植物：巨木
資源の名称	川田のサキシマスオウノキ
所在地	川田
特性	・川田にあるサキシマスオウノキで、福地川の河口から 800m ほど上流の左手の国有林界にあります。樹高 18m、胸高周囲約 2.9m で、地上から 1m 余りのところから大小 15 枚の板根がみごとな流線型をなしています。 ・独特な木の根（板根）が特徴で、同種では沖縄本島で最大です。 ・東村指定天然記念物であり、平成 14 年には「おきなわの名木百選」に認定されています。 ・付近には、小さな拝所があります。
利用の概況および利用に当たって配慮すべき事項	・利用に際しては、サキシマスオウノキの生育に影響を与えないよう、損傷することもないように配慮する必要があります。

区分：細区分	動植物：巨木
資源の名称	有銘のオガタマノキ
所在地	有銘
特性	・有銘の神山御嶽にあるオガタマノキで、高さ約 15m、幹周り約 3m、樹冠約 17m の巨木です。「招霊（おきたま）の木」が転じたともいわれ、日本では古くから神社によく植えられていました。 ・東村指定天然記念物であり、平成 18 年には「おきなわの名木百選」に認定されています。
利用の概況および利用に当たって配慮すべき事項	・利用に際しては、オガタマノキの生育に影響を与えないよう、損傷することもないように配慮することが必要です。

区分：細区分	動植物：巨木
資源の名称	ウコール山のオキナワウラジロガシ
所在地	川田
特性	・ウコール山にはオキナワウラジロガシ（推定樹齢 350 年）の大木が生育しています。 ・オキナワウラジロガシは、日本最大のドングリを实らせる木として知られています。根は「板根」と呼ばれる平たく広がる独特の形状で船の舵などに利用され、硬く真っ直ぐ成長するため、木材は首里城の玉座の間の天井梁などに使用されてきました。
利用の概況および利用に当たって配慮すべき事項	・ウコール山はトレッキング等で利用されています。 ・利用に際しては、オキナワウラジロガシの生育に影響を与えないよう、損傷することもないように配慮が必要です。

区分：細区分	動植物の生息・生育地：植生
資源の名称	亜熱帯照葉樹林
所在地	陸域
特性	・東村の森林は、主にイタジイが優占する世界的にも数少ないとされる亜熱帯照葉樹林の森であり、やんばる地域の亜熱帯照葉樹林は国内では最大級の広がりを持っています。特徴的な景観として、ブロッコリー状の特徴的な樹幹や春の輝くような新緑の緑などが挙げられ、これらは重要な資源といえます。 ・イタジイのドングリは昔は食用として利用されていました。やんばるの森の生きものの重要な食糧となっています。 ・また、この亜熱帯照葉樹林には、ノグチゲラやヤンバルクイナ、オキナワセッコク等の地球上でやんばるにしか存在しない固有で希少な生物種が生息・生育しています。
利用の概況および利用に当たって配慮すべき事項	・森林やそこに生息・生育する動植物の観察などを目的として、トレッキング等で利用されています。 ・道沿いにある植物を踏みつけたり、木の根を傷つけたりすることをできるだけ避けるなど、動植物の生息、生育に影響を与えないように利用する配慮が必要です。

区分：細区分	動植物の生息・生育地：植生
資源の名称	雲霧林
所在地	陸域
特性	・伊湯岳（標高 446m）周辺などに、豊富な降水量に恵まれた雲霧林があり、スダジイーヤンバルフモトシダ群落がみられます。高木層はスダジイが多く、蘚苔類や着生シダ植物、ラン科植物が豊富な森林となっています。
利用の概況および利用に当たって配慮すべき事項	・森林やそこに生息・生育する動植物の観察などを目的としたトレッキング等がみられます。 ・道沿いにある植物を踏みつけることをできるだけ避けるなど、動植物の生息・生育に影響を与えないように利用する配慮が必要です。 ・特に着生植物などには希少な種もあるため、採取を行わないことはもちろん、非意図的な損傷もないように注意が必要です。

区分：細区分	動植物の生息・生育地：植生
資源の名称	溪流帯の植生
所在地	陸域
特性	・東村の溪流植生には、溪流植物はもちろん、カエル類や魚類などの様々な生き物が生息しています。
利用の概況および利用に当たって配慮すべき事項	・溪流や周囲の森林、そこに生息・生育する動植物の観察などを目的として、リバートレッキングやシャワークライミング等で利用されています。 ・特に沢では、岩についた溪流植物を傷つけたりすることをできるだけ避けるなど、動植物の生息・生育に影響を与えないように利用する配慮が必要です。希少なものもあるため、採取を行わないことはもちろん、非意図的に損傷することもないように注意が必要です。

区分：細区分	動植物の生息・生育地：植生
資源の名称	慶佐次のマングローブ
所在地	慶佐次
特性	・慶佐次川の河口に沖縄島最大級のマングローブが広がる特徴的な景観を呈しています。 ・メヒルギ・オヒルギ・ヤエヤマヒルギからなるマングローブが他の動植物の生息・生育地となっています。なお、ヤエヤマヒルギの分布北限域です。 ・汽水性のテッポウエビ類やハゼ類などの魚類も多く、流入河川にはサワガニ類が生息しています。 ・国指定天然記念物「慶佐次湾のヒルギ林」であり、やんばる国立公園（第1種特別地域、第2種特別地域、普通地域）に指定されています。 ・生物多様性の観点から重要度の高い湿地「慶佐次マングローブと流入河川」となっています。
利用の概況および利用に当たって配慮すべき事項	・マングローブの自然を手軽に楽しめる公園として「東村ふれあいヒルギ公園」が整備され、ヒルギを間近で観察できる木道や展望台が設けられています。 ・慶佐次川でマングローブカヌーツアー体験ができ、多くの観光旅行者が訪れています。 ・遊歩道（木道）では、ヒルギやトントンミー（ミナミトビハゼ）、オキナワハクセンシオマネキなどの生き物を観察できます。 ・県民や本土から多くの観光客が訪れます。平常時の利用者数は7万～8万人程度／年となっており、多くの利用がみられます。 ・『慶佐次マングローブ観光利用【ガイド・事業者間ルール】』が定められています。

区分：細区分	動植物の生息・生育地：山地
資源の名称	玉辻山（山頂付近を除く）
所在地	川田
特性	・福地ダムの手前に東村からの登山口があります。登山道沿いには、亜熱帯照葉樹林があり、固有で希少な動植物の生息・生育地となっています。 ・世界自然遺産地域となっており、やんばる国立公園の第1種特別地域に指定されています。
利用の概況および利用に当たって配慮すべき事項	・トレッキングで利用されています。 ・山頂部からの眺望が良く、誰でも手軽に登れる山であるため、以前には多くの利用がありました。土壌浸食が進んでしまったため、山頂付近（大宜味村村有地）は環境保護のために立入禁止となっています。 ・今後、世界自然遺産を契機として、やんばるの豊かな自然を体験したいという観光利用が増え、玉辻山の利用者数が増加する可能性があります。 ・外来植物の種の持込みに気を付ける必要があります。

区分：細区分	動植物の生息・生育地：山地
資源の名称	ウコール山
所在地	川田
特性	・ウコール山は、福上湖（福地ダム）の対岸にある山で、人の立ち入りが少なく秘境といえる場所です。 ・亜熱帯の森には、やんばるでしか見ることのできない貴重な動植物が生息し、豊かな生態系を育んでいます。ジャングルのように生い茂る森林の中では、ヒカゲヘゴや沢沿いに広がるシダ類、野生のランの花など、多彩な植物が楽しめます。さらに、樹齢100年をはるかに超えるオキナワウラジロガシの巨木が点在し、その迫力ある姿は訪れる人々を魅了します。また、様々な野鳥のさえずりやノグチゲラのドラミング音が聞こえてきます。 ・沖縄戦時は避難小屋や防空壕があり、ウコール山の呼称は、避難小屋跡に残された香炉（ウコール）が由来となっています。 ・世界自然遺産地域となっており、やんばる国立公園の第1種特別地域に指定されています。
利用の概況および利用に当たって配慮すべき事項	・森トレッキングのエコツアーで利用されています。 ・ウコール山の森トレッキングについて、『福地ダム対岸エリアのフィールド利用ルール』が定められています。 ・外来植物の種の持込みに気を付ける必要があります。

区分：細区分	動植物の生息・生育地：河川（溪流）
資源の名称	カタナバー
所在地	川田
特性	・カタナバーは、福上湖（福地ダム）の対岸にある沢で、人の立ち入りが少なく秘境といえる場所です。 ・きれいな水が流れる沢の脇には、ヒカゲヘゴやシダなどの亜熱帯性の植物や溪流植物がみられます。少し広い滝つぼでは、水棲生物が生息していたり、様々な野鳥のさえずりが聞こえてきます。 ・カタナバー周辺の地形は切り立った崖のようになっていますが、その名称の語源は、沖縄方言で「切り立った崖」や「端」を意味する「ハンタ」であると言われています。沖縄戦時には、空襲があった際などに一時的な避難場所として使われていました。 ・世界自然遺産地域となっており、やんばる国立公園の第1種特別地域に指定されています。
利用の概況および利用に当たって配慮すべき事項	・シャワークライミングのエコツアーで利用されています。 ・カタナバーのシャワークライミングについて、『福地ダム対岸エリアのフィールド利用ルール』が定められています。

区分：細区分	動植物の生息・生育地：河川（溪流）
資源の名称	新川川
所在地	高江
特性	・東村の北に位置する河川で、溪流植物群落をはじめ、自然が多く残るエリアです。ノグチゲラやヤンバルクイナ、ホントウアカヒゲなどの鳥類や、コノハチョウ、フタオチョウなどの蝶類も多く生息しています。 ・比較的急流の河川で滝が4箇所あり、川には石がゴロゴロしています。 ・やんばる国立公園（第2種特別地域、普通地域）に指定されています。
利用の概況および利用に当たって配慮すべき事項	・夏休みなどに、自然好きの県民には川遊びやキャンプを行う場所として知られています。子どもを含め、村民も川遊びをしています。 ・河川を自動車で走行するアクティビティがあり、動植物への影響が懸念されるため、動植物の保全に配慮した楽しみ方が求められます。 ・貴重な動植物が多いため、密猟・盗採が生じる懸念があります。

区分：細区分	動植物の生息・生育地：河川（溪流）
資源の名称	福地川
所在地	川田
特性	・上流に福地ダムがあります。テナガエビやオオウナギなどの魚類やカワセミ、ダイサギなどの多くの鳥類が観察できます。
利用の概況および利用に当たって配慮すべき事項	・川遊びを行う場所として利用されています。川遊びを行う際にはライフジャケットを着用するなど、安全確保に努める必要があります。

区分：細区分	動植物の生息・生育地：河川（溪流）
資源の名称	つつじエコパーク内の沢
所在地	平良
特性	・やんばるらしい植生がある沢がつつじエコパーク内にあります。多くの動物や植物が生息・生育しています。
利用の概況および利用に当たって配慮すべき事項	・園内周辺の天然の沢を歩いたりダイブしたりロープで渡ったり、やんばるならではの植物や生き物たちと触れ合ったりしながら、大自然を体感できるエコツアーが開催されています。 ・利用に当たっては、溪流植物をはじめとする動植物への配慮が必要です。

区分：細区分	動植物の生息・生育地：ダム湖
資源の名称	福上湖（福地ダム）
所在地	川田
特性	・福上湖（福地ダム）は、福地川の河口から約 2km の上流にあります。沖縄県内最大のダム湖であり、水資源を供給する重要な“水がめ”です。 ・ダム湖の北側には世界自然遺産地域になった亜熱帯照葉樹林が広がっています。
利用の概況および利用に当たって配慮すべき事項	・ダム湖の湖面では、カヌー体験を行ったり、自然観察船での遊覧を行ったりできます。 ・福地ダムの周囲には展望台や遊歩道があり、やんばるの自然を感じながら散歩をできます。また、福地ダム資料館では地域の特徴（やんばるの森の景観、ダム周辺の生物等）などを学ぶことができます。 ・『福地ダム湖面利用ルール』が定められています。

区分：細区分	動植物の生息・生育地：ダム湖
資源の名称	新川湖（新川ダム）
所在地	高江
特性	・新川湖（新川ダム）は、新川川の河口から約 2.5km の上流にあります。 ・ダム湖の周辺は、手つかずの状態で自然が残されており、亜熱帯照葉樹林が広がっています。
利用の概況および利用に当たって配慮すべき事項	・駐車場や展望台、オートキャンプ場が整備されています。数多くの野鳥を観察することができます。

区分：細区分	動植物の生息・生育地：海岸・砂浜
資源の名称	ウツパマ
所在地	慶佐次
特性	・長さ 1km に及ぶ真っ白な砂が広がる砂浜のある海の透明度がとても高いビーチです。 ・砂浜の周辺には木々が生い茂っており、木陰もあります。
利用の概況および利用に当たって配慮すべき事項	・夏場には多くの家族連れなどが海水浴や釣り、キャンプなどに訪れます。トイレ、有料シャワー、駐車場が整備されています。 ・利用者が多い日には駐車場以外の農道等への違法駐車があります。また、ゴミの放置など、マナーの悪い利用も散見されています。地域住民の生活に影響を及ぼさないため、違法駐車をしないことやゴミを持ち帰ることなど、利用マナー向上を図っていく必要があります。 ・ウミガメの産卵場所となっており、利用に当たっては配慮が必要です。

区分：細区分	動植物の生息・生育地：海岸・砂浜
資源の名称	福地川海浜公園
所在地	川田
特性	・福地川の河口に整備された海遊び・川遊びが楽しめる海辺のアウトドアフィールドです。東村の豊かな自然を満喫できます。
利用の概況および利用に当たって配慮すべき事項	・海水浴やキャンプ、マリナクティビティなどで、年間約1万人程度の利用がみられます。 ・東村で唯一の管理型ビーチで、海水浴のシーズンにはハブクラゲ防止ネットを整備しています。また、バーベキューやキャンプ場、シャワー、更衣室等が整備されています。 ・シュノーケルツアー、SUP レッスンツアー、シーカヤックツアーなど、マリナクティビティが充実しています。 ・公園・キャンプ利用注意事項（花火・爆竹などの全面禁止、カラオケ・発電機の持ち込み使用の禁止など）の遵守を呼びかけています。

区分：細区分	動植物の生息・生育地：海岸・砂浜
資源の名称	長浜海岸
所在地	宮城
特性	・高台から海岸まで階段を降りていくと、小さなビーチがあります。 ・展望台からは、東海岸に広がる太平洋を一望できます。
利用の概況および利用に当たって配慮すべき事項	・シュノーケリングや海水浴、釣り、SUP などの利用があります。また、ドライブでの休憩や眺望利用もあります。 ・ブルーツーリズム拠点施設が整備されており、シャワーやトイレが完備されています。

区分：細区分	動植物の生息地・生育地：海岸・砂浜
資源の名称	サンゴ群集
所在地	有銘湾
特性	・有銘湾には塊状ハマサンゴ類や枝状のユビエダハマサンゴ等が確認されています。 ・サンゴ群集は様々な生物の生息場所になっています。
利用の概況および利用に当たって配慮すべき事項	・SUP ツアーでは、サンゴが広がる沖まで行き、観察されています。 ・観察の際に、サンゴを折ったり傷つけてしまわないように配慮が必要です。

② 自然環境と密接な関連を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源

資源の名称	所在地	概説
有銘馬道	有銘	かつて馬を使って木材等を運搬していた古道です。以前、トレッキングコースとして利用されていました。
有銘大綱引き	有銘	明治 25 年に始まったとされる有銘区の伝統行事。前原（メーバリ）側と後原（クシバリ）側の東西に分かれて綱引きが行われます。かつては収穫感謝祭の後に行われていましたが、現在は 3 年に一度、収穫感謝祭の前後の日曜日に行われています。
川田の国頭サバクイ	川田	木遣り歌の一種で、国頭地方に古くから伝わる労働歌です。サバクイとは琉球王朝時代の役職名で、川田のサバクイの歴史は 280 年になると言われています。村や区の行事・祭り等多くの場所で随時踊られています。
共同売店	各区	共同売店は集落の人が出資し運営する相互扶助組織で、独特の歴史と運営方法がありました。現在は、各区が主体となり運営されており、日用品や飲料品等を販売しています。
豊年祭	各区	農業の豊作や無病息災、地域の発展などを祈願する行事です。農業従事者が減った現在は、地域親睦、伝統芸能の保存等の意味合いが強くなっています。各区において 3 年に一度行われています。
海神祭	平良 川田	旧暦の 6 月 26 日の豊漁を祈願する行事です。ハーリーなどが行われます。
エイサー	各区	旧盆に先祖をあの世に送り出す踊りで、三線の音色や歌、太鼓のリズムに合わせてエイサーをしながら練り歩きます。

③ （参考情報） その他の観光資源

名称	所在地	概要
東村立山と水の生活博物館	川田	ヤンバルの森を再現したジオラマ、様々な鳥類のはく製、川の生き物の水槽、かつての暮らしや山での仕事の様子を紹介したパネルや写真、ジュゴンの骨格標本などで東村を紹介しています。
東村ふれあいヒルギ公園	慶佐次	都市との交流を促進するため慶佐次湾のヒルギ林周辺に整備された公園。ヒルギを間近で観察できる木道や展望台が設けられている。
東村村民の森	平良	毎年3月に「つつじ祭り」が盛大に催される「つつじ園」と、バンガロー、オートキャンプ場、パークゴルフ場、冒険教育施設などの整備された「つつじエコパーク」があります。
東村文化・スポーツ記念館	平良	「東村の輩出した人材を紹介し、人材育成と地域の活性化を図る」をテーマに掲げ、三線の間人間国宝の島袋正雄氏、ウエイトリフティングの吉本久也氏、プロゴルファーの宮里兄弟の活躍を祈念した記念館。
道の駅サンライズひがし	平良	東村の農産物や加工製品など、東村の特産品の販売をしています。また、レストランもあり、地元の方だけではなく、「やんばる」ドライブの休憩所として、多くの観光客が訪れる憩いの施設です。
又吉コーヒー園	慶佐次	コーヒーの収穫体験や焙煎体験のほか、広い園内をバギーとジップラインで楽しめるアクティビティがあります。カフェやコテージ、キャンプ場もあります。
紅型工房「びんがたの染や」	高江	伝統的工芸品である「琉球びんがた」。その紅型体験を行っており、紅型を通して、楽しく沖縄の歴史に触れることができます。
農地（パイナップル畑）	陸域	東村は日本一のパイナップルの産地として知られています。パイナップル畑などの農地では、パイナップルの収穫体験やグリーンベルト植栽体験が行われています。

3. エコツーリズムの実施の方法

(1) ルール

東村におけるエコツーリズムの基本的な方針を踏まえ、エコツーリズムを健全な形で発展させていくため、自然観光資源の保全や利用者の体験の質の確保、地域住民の暮らしへの配慮等のためのルールを設定します。ルールには、東村エコツーリズム推進協議会（以下「協議会」という。）やエコツアー実施者などの関係者が互いに協力しながら守っていくルールと、エコツアー参加者にも守っていただくために取り組むルールがあります。

ルールの設定とルールに基づく地域の取組により、自然観光資源の保全と適正な利用が実現されるとともに、それらの地域の取組が観光旅行者等にも伝わり、観光目的地としてのブランドイメージの醸成にもつながることが期待されます。

1) ルールによって保護する対象

ルールによって保護する対象は、エコツーリズムで活用する自然や文化・歴史などの自然観光資源及びエコツアーの実施にあたって守る必要がある地域住民の生活環境があるほか、参加者の安全管理及びエコツアーの質の確保もルールの対象として設定します。

- ・野生動植物とその生息地・生育地
- ・史跡・伝統文化
- ・地域住民の生活
- ・その他環境全般
- ・参加者の安全管理
- ・エコツアーの質の確保

2) エコツーリズムに関する既存ルールと本構想における位置づけ

東村におけるエコツアー実施者のルールとして、東村の公認ガイドが尊重すべき「公認ガイド心得」や東村の公認ガイドが遵守する「ガイド事業共通ルール」が地域関係者で協議しながら設定されています。これらは登録エコツアー事業者及び公認ガイドを対象としたものとなりますが、東村におけるエコツーリズムを推進する上で重要かつ基本的な心得並びにルールを示していることから、これらのルールを本構想のルールとして位置づけ、東村におけるエコツーリズムを推進していきます。

また、慶佐次川のマングローブ域において「慶佐次マングローブ観光利用【ガイド・事業者間ルール】」がガイド・事業者間で運用されており、長年にわたり地域の関係者が協力しながらルールを遵守するという実績を積み上げてきました。さらに、近年、「福地ダム対岸エリアのフィールド利用ルール」や「保全体験型ナイトツアー「AKISAMIYO」コンテンツ運用ガイドライン やんばる国立公園およびその周辺エリアにおける林道等のエコツアーによる利用ルール」、「福地ダム湖面利用ルール」の運用が開始されています。このように

利用フィールドごとのルールが設定されていることから、これら個別の利用フィールドにおけるルールも本構想のルールとして位置づけます。今後、新規に、利用フィールドにおけるルールを設定する場合には、協議会において協議の上、本構想に位置づけることとします。

また、観光旅行者向けのルールとしては、やんばる 3 村世界自然遺産協議会（国頭村/大宜味村/東村）にて作成した、やんばる 3 村共通の「やんばる 3 村ルールブック」が策定されています。東村ふれあいヒルギ公園においては、公園管理者である東村観光推進協議会が「団体様へのお願い」「利用者へのお願い」を示しています。これらについて、本構想のルールとして位置づけることとします。

なお、ルールは自然観光資源の状態によっては改善を図ることが必要となる可能性もあります。そのため、ルールは一度作ったら決定というものではなく、必要に応じ、関係者で協議しながら柔軟に見直していきます。大幅な改訂もしくは自然観光資源の保護及び育成に係る改訂を行う際には、協議会事務局と事前に協議を行います。

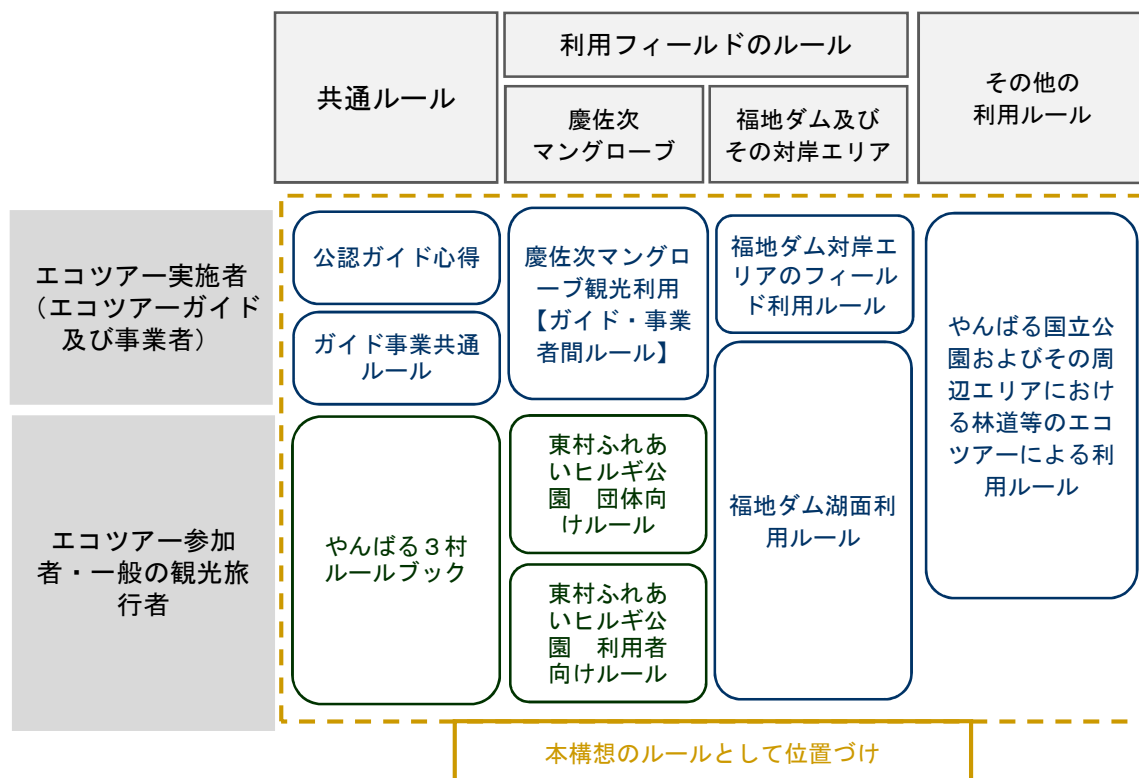


図 エコツーリズムに関する既存のルール及び本全体構想のルール

※既存のルールの内容は資料編参照

3) ルールを適用する区域

東村のエコツアーリズムは、地域全域の自然観光資源を対象に多様なエコツアーを行うことから、ルールを適用する区域は東村全域とします。なお、個別の利用フィールドに対して設定されたルールは個別の利用フィールドにおいて適用します。

4) ルールの適用に当たっての実効性確保の方法

各関係者がルールに則ったエコツアーの実施や取組を推進するため、次の方法によりルールの実効性を確保します。

① ルールの共有・周知

ルールが守られていくためには、ルールについて全ての関係者が共有することが重要です。そのため、ガイド等のエコツアー実施者、エコツアー参加者等の観光旅行者、地元住民に対してルールの周知を図ります。

【ガイド等のエコツアー実施者】

ガイド等のエコツアー実施者はエコツアーの主体でありルールの理解と厳守が不可欠であることから、東村公認ガイド利用推進条例に基づき、ルールの周知・徹底を図ります。また、新しいルールの策定や見直しの際は、協議会とエコツアー実施者が協力して行います。

公認ガイド以外の新規参入事業者や他地域の事業者にもルールの周知を図るため、ホームページやパンフレット等における情報提供を実施します。

【エコツアー参加者等の観光旅行者】

観光旅行者に伝えるルールについては、来訪前に伝えるべきルールと現地で伝えることが有益なルールがあり、適切な手段とタイミングでルールの周知を図ります。

観光旅行者が事前にルールや注意事項を知ることが出来るように、東村のホームページ等での情報提供を行います。

エコツアー実施時にはエコツアー実施者から観光客へルールとその必要性を伝えることにより、観光旅行者の理解を深め、協力が得られるようにします。また、エコツアー実施者は、エコツアー実施時に限らず、観光旅行者による不適切な利用がみられる場合には、適切な利用を促すよう指導を行います。

② 順応的なルールの見直し

協議会は、自然観光資源や地域文化・生活の保全、利用体験の質の確保などの観点から、定期的に運用状況を点検し、必要に応じて本構想のルールの見直しを行います。

(2) 主な案内（ガイドンス）及びプログラム

1) 地域におけるエコツアー実施の基本的な考え方

エコツアー実施の基本的な考え方としては、東村の森林地域、集落、河川域及び海岸域等においてエコツアーガイドが観光旅行者等に付き添って有料で案内（ガイドンス）することとし、地域資源の保全への配慮及び安全を確保しながら、この地域固有で豊かな自然資源や歴史・文化資源の特性や価値、魅力について解説（インタープリテーション）を行っていきます。地域資源に関する解説を行う際には、単なる知識の提供ではなく、エコツアー参加者の気づきや驚き、感動につながることを目指します。

2) 主な案内（ガイドンス）及びプログラムの内容

東村におけるエコツアーにおいては、観光旅行者がより深い自然体験を満喫できるよう、東村公認ガイドを中心としたエコツアーガイドが直接案内（ガイドンス）や解説（インタープリテーション）をしたり、体験を指導したりする方法を主とします。また、パンフレットや解説版などの間接的な案内方法（ガイドンス）も補助的に活用しますが、自然性の高いエリアでの解説版による案内は必要最小限に留めます。

東村では、これまでも豊かな自然環境を活かしたエコツアープログラムを実施してきました。東村におけるエコツーリズムの推進においては、景色やアクティビティを楽しむだけでなく、ガイドンスやインタープリテーションを通じて、ここにしかない唯一無二の自然や文化の魅力を深く体験できる特別なプログラムを提供していきます。

東村で実施されている主なエコツアープログラムの内容は以下の通りです。

① 沖縄本島最大級の慶佐次のマングローブを体感するエコツアー

沖縄本島最大規模を誇る慶佐次のマングローブは、昭和 47 年に国指定天然記念物「慶佐次湾のヒルギ林」に、平成 28 年にはやんばる国立公園に指定されました。この貴重な自然資源を活用したエコツアーが実施され、東村のエコツーリズムの中心となるフィールドとなっています。カヌーで自然を楽しむマングローブカヌー体験や、遊歩道を歩きながら自然観察を行うプログラムが提供されています。ガイドの解説を通して、沖縄本島最大級のマングローブの壮大な景色を感じながら、ヒルギ林やそこに生息する多様な生きものを間近で観察することができます。

【主なプログラム（場所）】

- ・マングローブカヌーツアー（慶佐次のマングローブ）
- ・マングローブ&シーカヌーツアー（慶佐次のマングローブ・有銘湾）
- ・マングローブ自然観察（慶佐次のマングローブ）

② やんばる世界自然遺産の森を満喫するエコツアー

東村では、世界自然遺産となった亜熱帯照葉樹林「やんばるの森」をフィールドとした各種のエコツアーが実施されています。世界自然遺産の森に面した福上湖（福地ダム）では、やんばるの自然や人々の暮らしを学ぶ自然観察船のクルーズツアーやカヌーツアー、さらにはダム湖の先にあるガイドツアーでしか訪れることのできない秘境を探検するトレッキングツアーも開催されています。やんばるの自然だけでなく、歴史や文化に精通し、インタープリテーション技術に優れたガイドが案内することで、「奇跡の森」と称されるやんばる世界自然遺産の魅力を存分に楽しむことができます。

【主なプログラム（場所）】

- ・やんばるの森秘境ツアー シャワークライミングツアー（カタナバー、福上湖）
- ・やんばるの森秘境ツアー 森トレッキングツアー（ウコール山、福上湖）
- ・やんばるの森トレッキングツアー（村有林他）
- ・自然観察船ゴンミキ号（福上湖）
- ・福地ダムカヌー（福上湖）
- ・やんばるファーストエンカウンタークルーズ（福上湖）
- ・E-Bike サイクリングツアー やんばるワイルドライド（林道・里道他）

③ 夜の自然を体験するナイトプログラム

夜にしか出会えない生き物や風景を楽しむナイトプログラムです。夜のやんばるの森を探検しながら、大合唱するカエルたちやオキナワイボイモリ、ホタルなど、夜行性の生き物を観察できます。また、真っ暗なマングローブの中をカヌーで進み、夜の生き物について学びながら星空を眺める体験もでき、昼間とは異なる雰囲気はやんばるを満喫できます。さらに、やんばるの希少種を守るため、2011 年から行われている「林道パトロール」を体験する保全体験型のナイトツアーも実施されています。

【主なプログラム（場所）】

- ・やんばるナイトネイチャーウオッチ（サキシマスオウノキ・林道・里道他）
- ・保全体験型ナイトツアーAKISAMIYO（林道・里道他）
- ・ナイトダムカヌーツアー やんばるリトリートパドル（福地ダム）
- ・マングローブナイトカヌーツアー（慶佐次のマングローブ）
- ・星空観察ツアー（有銘区・福地ダム周辺他）

④ やんばるの清流を全身で楽しむリバートレッキングツアー

ライフジャケットを着用し、シダ植物が生い茂るやんばる特有の景色が広がる清流沿いの河原を歩いたり、淵を泳いだり、時には岩の上からダイブしたりしながら、全身でやんばるの大自然を体感するプログラムです。やんばるならではの溪流植物やカエル、シリケンイモリなど、水辺の生き物の観察も楽しむことができます。

【主なプログラム（場所）】

- ・ 沢下り（つつじエコパーク）
- ・ やんばるの沢トレッキング（つつじエコパーク）
- ・ リバートレッキングツアー（新川川）

⑤ 東村を巡り自然・文化を満喫するドライブツアー

自家用有償旅客運送制度を活用した、東村の自然や人々の暮らし、歴史を徒歩・車で巡るツアープログラムです。サキシマスオウノキの巨木観察や遊歩道からマングローブ観察を行ったり、山と水の生活博物館や村に残る聖母伝説の地などを訪れたり、東村の自然や人々の暮らしを満喫できます。

【主なプログラム（場所）】

- ・ やんばる体験ドライブ（サキシマスオウノキ、山と水の生活博物館他）
- ・ 東村自然たっぷりコース（慶佐次のマングローブ、サキシマスオウノキ他）

⑥ やんばるの暮らし・農業・文化を体験するエコツアー

東村では、集落の繁栄や五穀豊穡を祈願する豊年祭や、豊漁や安全を祈願する海神祭が残るなど、自然と共に暮らしてきました。おじー・おばーのお家で沖縄料理を食べながら、東村の文化や心に触れることができる民泊体験プログラムを提供するとともに、収穫量日本一を誇る東村でのパイナップル収穫体験や沖縄の伝統工芸「紅型（びんがた）染め」や木工、藍染などの自然を活用した文化体験プログラムを実施します。

【主なプログラム（場所）】

- ・ 民泊体験（各民家）
- ・ 郷土料理作り体験型夕食プラン やんばる@ホームダイニング（各民家）
- ・ パイナップル収穫体験、グリーンベルト植栽体験（農地（パイナップル畑））
- ・ 紅型体験（びんがたの染や工房）

⑦ 海を舞台としたツアープログラム

東村は沿岸部も多く魅力にあふれています。SUP（スタンドアップパドルボード）で大自然のパノラマが広がる海をすいすいと散歩しながらサンゴ礁を観察するツアーや、帆で風を受けて進む沖縄伝統の木造帆かけ船「サバニ」に乗り、人工物が一切ない絶景の中を走るツアーがあります。また、漁協が特別に開放した浮き漁礁（パヤオ：回遊魚が流木などに集まる習性を利用したもの）で、クロマグロなどの大物釣りを体験するプログラムもあり、海の恵みとその魅力を存分に感じることができます。

【主なプログラム（場所）】

- ・ SUP（サップ）ガイド（有銘湾、長浜海岸他）
- ・ 沖縄伝統の木造船 帆かけサバニツアー（有銘湾他）
- ・ パヤオフィッシング（周辺海域）

3) 実施される場所

東村全域及び周辺海域（北部訓練場を除く）

4) プログラムの実施主体

東村のエコツアーリズムのプログラムの企画や案内（ガイドランス）、解説（インタープリテーション）、自然体験の指導等は、東村公認ガイド利用推進条例による登録エコツアー事業者及び公認ガイドを中心に実施します。プログラムの実施にあたっては、観光事業者（宿泊施設・飲食店）や農業従事者をはじめ、様々な地域住民の協力を得ながら実施していくこととします。

(3) モニタリング及び評価

エコツアーリズムはできる限り自然環境へ配慮しながら実施するものではありませんが、エコツアーで自然観光資源等を活用することによる影響を全くなくすることは難しいと考えられます。そのため、地域資源の保全の観点から、エコツアーの実施状況及び自然観光資源等の状態を継続的にモニタリングし、その変化や兆候があった場合には、必要に応じ、エコツアー実施の方法やルール等の改善を図っていくことが重要です。

また、自然観光資源の保全の観点のみならず、エコツアーの質の確保及び地域振興への貢献などの観点からもモニタリングしていくことが必要と考えられます。

1) モニタリングの対象と方法

モニタリングにおいて重要な点は「継続的な実施」と「変化の迅速な発見」です。東村においてはエコツアーガイドが各フィールドで日常的にエコツアーを実施していることから、エコツアー実施者の協力を得て、簡易なモニタリングを継続的に実施していくことが有効です。既に、慶佐次マングローブ域においては、NPO 法人東村観光推進協議会が「慶佐次レンジャー」を創設・組織しており、エコツアー実施者を中心に任命され、自然環境の変化について情報収集・報告を行っています。そのため、利用フィールドにおける簡易的なモニタリングをエコツアー実施者が実施していくこととします。

また、東村の自然豊かな森林地域は世界自然遺産となっています。世界自然遺産の管理を担う行政機関は「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域 モニタリング計画」を策定し、行政機関・専門家等が定期的モニタリングを実施し、その結果を保全管理に活かすなど、順応的な管理を進めています。このような定期的なモニタリングのうち必要な項目を本全体構想のモニタリング項目として位置づけることで、効果的・効率的なモニタリングとなるよう努めます。

モニタリングの対象と方法

モニタリング対象		調査方法	実施頻度	実施主体
利用状況の把握	地域への観光入り込み客数	統計情報を活用（東村村勢要覧）	毎年	協議会
	玉辻山（東村内）の利用者数	やんばる3村世界自然遺産協議会が設置したカメラに記録された通過人数を集計	毎年	協議会
	利用フィールドの利用者数（年間実績報告）	東村公認ガイド利用推進条例に基づき、エコツアー実施者が報告する利用者数を集計	毎年	協議会
地域資源の保全	各利用フィールドの自然環境の変化	目視確認（エコツアー実施者が日々エコツアー等を実施する中で気づいた変化を報告）	随時（簡易的モニタリング）	エコツアー実施者
	エコツアー利用場所の環境変化（玉辻山登山道）	定点カメラデータに基づくエコツアー利用場所の景観と土壌侵食や登山道の拡幅状況	毎年	環境省
エコツアーの質の確保	エコツアー参加者の意識（満足度／再訪率）	エコツアー参加者へのアンケート調査	毎年	協議会
	登録エコツアー事業者数・公認ガイド数	協議会で集計	毎年	協議会
	ガイド向けの学習会・講習会等の実施回数	協議会で集計	毎年	協議会
地域振興への貢献	地域への経済効果（観光客消費単価等）	エコツアー参加者へのアンケート調査	毎年	協議会
	地域住民のエコツアーリズムに関する理解	地域住民意識調査（アンケート等）	5年	協議会
	地域貢献活動の総実施回数	協議会で集計	毎年	協議会

※上記項目の他、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域 モニタリング計画」のモニタリング結果や「沖縄島北部行動計画」の管理成果の評価に関するデータも適宜参照する。

2) モニタリングに当たっての各主体の役割

東村においては、行政機関とエコツアー実施者、観光関係者等が連携し、次のような役割の下で、モニタリングを実施していきます。

各主体の役割

各主体	役割
エコツアー実施者	・エコツアー等を実施する際に、各利用フィールド（自然観光資源等）の自然環境の変化や問題点を把握し、協議会へ報告します。（報告フォーマット：資料編参照）
エコツアー参加者	・アンケート調査等に協力します。
行政機関	・実施主体となっている定期的なモニタリング調査を実施します（事業発注を含む）
専門家・研究者	・必要に応じ、行政機関と連携して、定期的なモニタリング調査に協力します。また、モニタリング調査の結果に基づき、専門的見地から対策等について助言します。
東村エコツーリズム推進協議会	・様々な主体が実施するモニタリング結果をとりまとめるとともに、モニタリング結果を関係者に共有します。 ・モニタリング結果について評価を行い、必要に応じ、エコツアーの実施方法やルール等の改善について協議します。

3) モニタリング結果の活用

① 評価の方法

協議会は、モニタリングによって得られた情報をもとに、①自然観光資源に与えている影響の有無とその程度、②エコツアーの質の確保、③地域振興への貢献について状況を把握し、評価します。

② 専門家や研究者などの関与の方法

評価にあたって専門家の意見聴取が必要と判断する場合、協議会より該当する分野の専門家・専門機関に対し、モニタリング結果の評価及びエコツアーの実施方法やルール等の改善方法に関する提案を依頼します。協議会は評価結果及び提案について確認し、協議の上、承認するか判断します。

③ モニタリング結果及び評価結果の反映方法

協議会等はモニタリング結果及び評価結果についてエコツアー実施者に周知するとともに、必要に応じ、改善策を検討・指導していきます。

対応可能性	反映方法
個別のエコツアーの実施方法の改善で対応できるもの	協議会等は、東村観光推進協議会エコツーリズム部会等の場において、エコツアー実施者に評価結果を周知します。その上で、協議会はエコツアーの実施方法の改善方法について周知・指導を行います。
エコツアー実施者同士の調整が必要なもの	協議会等は、東村観光推進協議会エコツーリズム部会等の場において、エコツアー実施者に評価結果を周知します。その上で、協議会はエコツアー実施者同士の協議を促し、改善方策について検討・調整を行います。
エコツアー実施者及び協議会のみでは対応が困難なもの	協議会が関係行政機関・関係者との協議の場を設け、改善策について検討していきます

4) 特定自然観光資源の指定の検討

モニタリング結果の評価から、自然観光資源の保全が必要となり、法的な措置を講ずる必要があると判断されたものについては、特定自然観光資源への指定等を検討します。

(4) その他

1) 主な情報提供の方法

東村のエコツーリズムを推進するにあたって、情報提供は極めて重要です。主に次の方法により、東村のエコツーリズムに関する情報を積極的かつ幅広く村内外に提供していきます。なお、情報提供においては、目的に応じた効果的な情報発信に努めるとともに、多言語表記を行うなど、インバウンド（海外からの観光旅行者）にも配慮した分かりやすい情報を提供していきます。

対象		情報提供の目的・内容	媒体（例）
観光旅行者	潜在的な観光旅行者（旅マエ）	東村が自然体験観光の旅行目的地として選ばれるよう、東村の自然環境などの魅力や価値、体験型プログラムの内容、エコツーリズムに関する取組等を情報発信します。	- 東村や東村観光推進協議会の運営するホームページ・SNS 等（村 HP、東村観光推進協議会 HP、ヤンバルエクスペリエンス 他） - エコツアー実施者の HP・SNS 等 - 旅行雑誌や新聞・テレビ等のメディアへの情報提供 - ツーリズム EXPO ジャパンなどにおける情報発信
	観光旅行者（旅ナカ）	東村の自然環境・歴史文化などの魅力や価値、エコツーリズムのルール等に対する観光旅行者の理解醸成を図ることにより、東村における滞在の満足度を高めることに繋がります。また、地域の経済振興に貢献するため、地元産品やその魅力などについて紹介します。	- エコツアーガイドによる解説 - 観光旅行者が接する村民からの説明（共同売店やサンライズひがしの店員等） - リーフレットやポスター - 案内板 - 東村ふれあいヒルギ公園案内所
	観光旅行者（旅アト）	過去のエコツアー参加者の再訪を促したり、東村への関心を持続したりするとともに、東村の関係人口の維持を図るため、東村の新しいエコツアーや季節の魅力ある情報などを提供します。	- 東村の SNS - エコツアー実施者の SNS
	特に海外からの観光旅行者や案内する通訳案内士	東村が自然体験観光の旅行目的地に選ばれるとともに滞在中の満足度を高められるよう、東村や日本・沖縄の魅力をインバウンド向けに多言語で発信します。	- 東村の運営する HP・SNS 等 - 海外旅行者の利用が多い口コミサイト等の活用
村民		東村におけるエコツーリズムを推進する意義や効果、村の取組を共有したり、実際にエコツアーに参加する機会を設けることで、村民のエコツーリズムに関する理解醸成を図ります。また、観光旅行者から見た村の魅力を発信することで、地域の魅力の再発見に繋げ、村への愛着を高めます。	- 広報誌（広報ひがし） - 東村ホームページ - 村民（子どもを含む）のエコツアー（自然体験活動）への参加
エコツアー実施者		東村のエコツーリズムを一体となって推進していくため、東村公認ガイド利用推進条例に関する周知を図ります。	- 広報誌（広報ひがし） - 東村ホームページ

2) ガイドなどの育成又は研鑽の方法

① エコツアーガイドの育成又は研鑽の方法

エコツアーガイドは、森林地域や集落、河川域及び海岸域等を観光旅行者に付き添って有料で案内し、豊かな地域資源の特性、価値や魅力について解説することで、エコツアー参加者に楽しみや感動を提供するという重要な役割を担っています。

東村では、令和5年度に東村公認ガイド利用推進条例を施行し、令和6年度より公認ガイドの認証制度が開始されています。同条例に基づき、東村は公認ガイドの業務に関する知識及び技能の水準の維持向上を図るため研修の実施その他必要な措置を講じていきます。具体的には、「公認ガイド基礎学習会」や「公認ガイドスキルアップ講習会」等の開催を通じ、観光旅行者に安全な自然体験を提供するために、東村公認ガイド利用推進条例が推奨する定期的なレスキュートレーニングの実施や、国際基準の認定資格である Wilderness Medical Associates (WMA) の野外災害救急法などの取得を推進するとともに、世界自然遺産の村としての責任を果たし、自然環境を持続可能に利用するため、国際的な環境倫理プログラムである Leave No Trace (LNT) を取り入れたガイド育成にも取り組んでいきます。

これらの講習を通じて、国際基準の資格を持つガイド人材を育成するとともに、インバウンド需要にも対応したエコツーリズムの推進を目指します。

【公認ガイド基礎学習会】

- ・公認ガイドとして必要な東村内の自然や文化、歴史などに関する知識についての学習会（「Leave No Trace」など、持続可能なアウトドア活動をする上で必要な知識に関する学習会を想定）

【公認ガイドスキルアップ講習会】

- ・公認ガイドとして必要な救急救命技術等のスキルアップ講習会
- ・世界自然遺産やSDGs等に関する公認ガイドにとって必要な知識に関する専門家を招へいした講習会

② 観光コーディネーター・観光コンシェルジュ等の育成

東村のエコツーリズムについて熟知した観光コーディネーターや観光コンシェルジュが観光旅行者のニーズに応じて滞在体験プランをオーダーメイドすることで、観光旅行者の満足度を高めることに繋がります。そのため、東村観光推進協議会を中心に、東村エコツーリズムに関するコーディネーター等の育成に努めます。

また、観光旅行者に接する機会のある村民（共同売店やサンライズひがしなどの店員等）の観光意識の醸成に努め、村で一体となって来訪者を“おもてなし”するという意識の醸成を図ります。

4. 自然観光資源の保護及び育成

(1) 特定自然観光資源の指定について

東村の自然観光資源は、特に自然度の高い脊梁山地やマングローブ群落などについては自然公園法により「やんばる国立公園」に指定されており、その他の各種法令等を含め、現状においても概ね保全が図られていると判断されるため、特定自然観光資源の指定は行わないこととします。

ただし、今後、自然観光資源の保護を図る上で特定自然観光資源への指定が必要と判断される状況が生じた場合には、協議会において特定自然観光資源への指定を検討します。

(2) その他の自然観光資源

1) 自然観光資源の保護及び育成の方法

自然観光資源の保護及び育成については、まず各法令の順守を徹底することを基本とし、本全体構想に記載したルールを利用者・関係者が守るよう協議会が普及啓発や必要な取組を行うことで、自然観光資源の価値が損なわれないよう保護・育成を進めます。また、モニタリングの結果に基づいてより一層の対策が必要と考えられる場合には、専門家の意見等を踏まえながら協議会において対応を検討し、観光関係者と協力・連携しながら改善を図ります。

2) 自然観光資源に関する主な法令及び計画等

自然観光資源に関係する主な法令・計画等を以下に示します。

区分	名称	所管機関
条約	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）	UNESCO
法律	自然公園法	環境省
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）	環境省
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）	環境省
	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）	環境省
	文化財保護法	文部科学省（文化庁）
	国有林野の管理経営に関する法律	農林水産省（林野庁）
	森林法	農林水産省（林野庁）
	河川法	国土交通省
	海岸法	国土交通省
	漁業法	農林水産省（水産庁）

区分	名称	所管機関
条例	沖縄県文化財保護条例	沖縄県
	沖縄県希少野生動植物保護条例	沖縄県
	東村公認ガイド利用推進条例	東村
	東村ノグチゲラ保護条例	東村
	東村文化財保護条例	東村
	東村ネコの愛護及び管理に関する条例	東村
計画等	奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地 包括的管理計画（及び 沖縄島北部行動計画）	環境省ほか
	奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域モニタリング計画	環境省ほか
	やんばる国立公園管理運営計画	環境省
	やんばる国立公園における滞在体験の魅力向上に向けた基本構想	環境省・やんばる国立公園連絡協議会
	沖縄島北部における持続的観光マスタープラン	沖縄島北部部会※（沖縄県ほか）
	やんばる森林生態系保護地域保全管理計画	農林水産省（林野庁）
	沖縄島北部における生態系保全等のためのネコ管理・共生行動計画	沖縄県・国頭村・大宜味村・東村・環境省沖縄奄美自然環境事務所
	東村第3次観光振興計画	東村
	慶佐次湾のヒルギ林 保存・活用計画	東村

※ 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産 地域連絡会議 「沖縄島北部部会」

5. エコツーリズムの推進体制

(1) 東村エコツーリズム推進協議会

東村エコツーリズム推進協議会（本全体構想では「協議会」という。）は、東村におけるエコツーリズムを推進するために設置されたものであり、東村において豊かで貴重な自然環境が持続的に保護され、適切に利用されることで広く地域振興にも貢献するエコツーリズムを実現することを目的とし、幅広い関係者が連携し、検討、合意形成を行うものです。

協議会の参加主体は下表の通りです。なお、新たに協議会の委員に加わる旨の申し入れがあった場合には、委員追加を承認する協議会における議決をもって委員とし、協議会規約別表1に追記することとします。

区分	組織・役職等	役割
学識経験者	沖縄県地域振興協会 地域振興専門アドバイザー 山城定雄氏	
	名桜大学 国際学部 国際観光産業学科 大谷健太郎 教授	
地元住民 代表	東村区長会 会長	監事
	東村区長会 副会長	
地元関係 団体	東村商工会 会長	監事
	NPO 法人 東村観光推進協議会 理事長	副会長
	NPO 法人 東村観光推進協議会 副理事長	
	NPO 法人 東村観光推進協議会 事務局長	
	エコツーリズム部会 会長	
	グリーンツーリズム部会 会長	
	ブルーツーリズム部会 会長	
行政関係者	東村 副村長	会長
	環境省沖縄奄美自然環境事務所 国立公園課長	
	環境省やんばる自然保護官事務所 国立公園保護管理企画官	
	林野庁九州管理局沖縄森林管理署/安波森林事務所 地域統括森林官	
	沖縄総合事務局 北部ダム統合管理事務所/福地ダム管理支所長	
	沖縄県環境部自然保護課 生物多様性推進監	
	東村企画観光課長	事務局長
	東村建設環境課長	
	東村教育委員会教育課長	

(2) 登録エコツアー事業者・公認ガイド

1) 東村公認ガイド利用推進条例の概要

東村は、令和5年3月に東村公認ガイド利用推進条例を制定し、令和6年4月より施行しています。この条例の目的は、エコツアーガイドの資質向上及び事業の適正を確保するため、村長が認定する登録エコツアー事業者及び公認ガイドによる観光を推進することにより、安全安心で質の高い持続可能な体験型観光と東村固有の地域資源の特性及び価値について理解を深める学習型観光の機会を提供し、もって再訪や長期滞在を含む持続可能な観光を促進し、保全と利用の調和した地域振興と優れた地域資源の後世への継承に資することとされています。

本条例における、次の用語の意義は次の通りです。

用語	意義
エコツアー	東村の森林地域、集落、河川域及び海岸域等において、地域固有の自然、歴史及び文化資源の魅力に触れる体験活動で、エコツアーガイドが、地域資源の保全に配慮しつつ、観光旅行者等を有料で案内することをいう。
エコツアーガイド	観光旅行者等に付き添って東村の森林地域、集落、河川域及び海岸域等を有料で案内し、豊かな地域資源の特性、価値や魅力について解説する者をいう。
登録エコツアー事業者	個人又は法人を問わず、東村内でエコツアーを営む事業者で、規則に定められた要件を満たし、村長から登録を認められた事業者のことをいう。
公認ガイド	登録エコツアー事業者に被雇用又は契約関係を結びエコツアーを行う者で、規則に定められた要件を満たし、村長から認証を受けたエコツアーガイドのことをいう。公認ガイドは、エコツアーガイドの経験や資格等に応じて登録ガイドと認定ガイドがある。

2) 登録エコツアー事業者及び公認ガイドに関する基本理念や責務、資格要件

① 東村公認ガイド利用推進条例における基本理念

1. 登録エコツアー事業者及び公認ガイドは、地域資源を保全しながら利活用することで、東村の持続的な地域振興の重要な担い手でなければならない。
2. 公認ガイドは、東村が誇る豊かな自然環境及び歴史文化資源の価値を十分に理解し、その保全に最大限配慮しながら、その魅力を観光旅行者等に伝える存在でなければならない。
3. 登録エコツアー事業者及び公認ガイドは、集落の慣習や地域経済等を含めた地元地域を最大限尊重し、集落等が主催する行事又は活動への参画や地域住民の豊かな暮らしを守る行動を心掛ける等、地域社会の持続的な振興に努めなければならない。

② 登録エコツアー事業者及び公認ガイドの責務

1. 登録エコツアー事業者及び公認ガイドは、この条例その他の関係法令及び関係機関等で定めたルールを遵守し、かつ、東村の自然環境の保全及び自然環境資源の持続可能な利活用のために、知識及び技能水準の維持向上に最大限努めなければならない。
2. 登録エコツアー事業者は、この条例の基本理念を鑑み、被雇用又は契約関係にあるエコツアーガイドに公認ガイド資格を取得させるよう努めなければならない。
3. 登録エコツアー事業者は、事業運営に当たって関係行政機関又は団体等との連携や協働に努めなければならない。
4. 公認ガイドは、自らの案内する観光旅行者等に対して、本責務第1項の関係法令を遵守させなければならない。
5. 公認ガイドは、自らの案内する観光旅行者等以外の者がこの条例その他の関係法令に明白に違反していることを知った場合には、時宜に応じて適切に対応するよう努めなければならない。
6. 公認ガイドは、自らの案内する観光旅行者等の安心と安全を最優先しながら、地域資源の保全を確保し、また、その魅力を観光旅行者等に伝える質の高いサービスの提供に努めなければならない。

③ 登録エコツアー事業者及び公認ガイドの資格要件

登録エコツアー事業者及び公認ガイドとなるための資格要件は次の通りです。

登録/認証 種類		資 格 要 件
登録エコツアー事業者		1 本村に住所を有する事業者であること 2 村税等を滞納していないこと 3 エコツアーの開催実績が年間100日以上であること 4 損害賠償額1億円以上の損害賠償保険に加入していること 5 エコツアー利用者のための傷害保険に加入していること 6 条例第6条各号(欠格事由)のいずれにも代表者及び被雇用者が該当しないこと
公認ガイド	登録ガイド	1 登録エコツアー事業者の代表者、被雇用者又は契約関係にあること 2 登録時までに消防が行っている普通救命講習以上の講習の受講経験ある者で、エコツアー実施経験が直近3年間で30回以上あること 3 条例第6条各号(欠格事由)のいずれにも該当しない者 4 地域に貢献するボランティア活動に申請前1年以内に6回以上参加 5 東村又は関係団体等が主催する基礎学習会・講習会へ参加
	認定ガイド	1 登録ガイド要件1のとおり 2 登録時までに日本赤十字社の救急養成講習又は消防が行っている上級救命講習の受講経験がある者で、エコツアー実施経験が直近1年間で100回以上あること 3 登録ガイド要件3のとおり 4 登録ガイド要件4のとおり 5 東村又は関係団体等が主催する基礎学習会・講習会への参加

図 登録エコツアー事業者及び公認ガイドの種類と資格要件

出典) 東村公認ガイド利用推進条例詳細資料(東村作成)

6. その他エコツーリズムの推進に必要な事項

(1) 地域振興

1) 滞在型観光の推進

東村における滞在型観光をエコツアー事業者や東村観光推進協議会、村が連携・協力しながら推進することで、観光旅行者の滞在日数及び消費単価の増加に繋げ、地域経済の振興に寄与します。

滞在型観光を推進するため、これまで多くの利用があった慶佐次マングローブ観光に加え、新たに造成したナイトコンテンツや世界自然遺産／国立公園エリアでの希少な自然体験コンテンツなどについても適切にプロモーションを行うことで、本格的な自然体験を求める観光旅行者の来訪を促します。

東村観光推進協議会による東村滞在型観光コンセプトイメージ
『生命ざわめく野生的な沖縄の懐へ：Lush Nature Wilderness Experience』

東村滞在型観光事業 全体概要

Lush Nature Wilderness Experience in Okinawa Higashi village

第六感を開く神秘的な旅の体験

味
日本一のバナナアップルやその他のアップルで育ったブランドアップル「パイとん」、やんばるの野菜など、希少な食文化を体験出来る

嗅
ノブテツをはじめ、希少種を含む300種以上の植物の心でよびわめきで、自然の恵みから抽出されたアロマオイルが楽しめる

視
沖縄最大級の湿地が広がる自然環境で、青の森の奥深くに隠れた自然の美しさを堪能出来る

触
70%以上が森林で形成されている自然環境で、スライムやキノコやタマゴなどの希少な生物多様性を堪能出来る

世界自然遺産エリア

やんばる亜熱帯エリア

滞在拠点
ヤンバルエクスペリエンス
ホテル ヌンガニク

Nunganiku
Okinawa Wilderness Experience Area

野生的な自然環境でアドベンチャー体験
アウトドア好きにぴったり！アクティブプログラムで奇跡の森を体験

生物多様性の森の魅力に完全没入体験
独特の環境を希少な体験プログラムで生物多様性の森を体験

琉球文化が息づく村でのローカル体験
琉球固有の暮らしと文化を地元住民との交流を通して体験

東村観光推進協議会における東村滞在型観光事業の全体概要イメージ

出典) 東村観光推進協議会資料

2) リピーター増加に向けた取組

エコツアー実施者は、参加者に対し、東村だからこそ味わえる感動体験を提供して、東村に何度も訪れていただけるようなファンを増やすことを目指します。また、エコツアー参加者に対して、東村の他のエコツアーや自然観光資源の紹介をしたり、季節ごとの自然の魅力や特産品等の情報提供に努めることで、参加者がリピーターとなるよう働きかけます。

3) 地元産品の活用・情報提供

エコツアー実施者が地元の食品や工芸品等を組み込んだエコツアーを展開することにより、地域の振興に寄与します。

協議会は、地元産品に関する情報をエコツアー参加者に提供する機会を設けます。また、地元産品の魅力や特徴などを整理してエコツアー実施者に提供することで、エコツアー参加者に地元産品について紹介することを促します。

(2) エコツーリズムと環境保全を繋げる仕組みの継続

東村においては、エコツーリズムを環境保全に繋げる仕組みを構築してきました。次のようなエコツーリズムと環境保全を繋ぐ仕組みを今後も継続・発展していきます。

1) 環境協力金・環境保全協力金

東村観光推進協議会エコツーリズム部会は、慶佐次川マングローブカヌーツアーやマングローブ観察ツアーなどで慶佐次川を利用する際に環境協力金の支払いを部会会員のガイドに求めています。環境協力金の目的は、村民共通の貴重な財産である緑豊かな森林や清らかで豊富な水資源等の自然環境を適切に保全し、これらを良好な状態で次の世代に引き継いでいくことです。観光利用者一人あたり 50 円の環境協力金であり、東村の環境保全に対する施策及び環境保全に不可欠である周辺地域の活性化や適正なエコツアーの実施のための施策の財源に充てられています。

また、福地ダム対岸エリアのフィールド利用ルールにおいて、ツアーを実施する事業者が環境保全協力金としてツアー利用者から 1000 円/1 グループを徴収し、東村観光推進協議会に納めることとしています。環境保全協力金は、利用するフィールドの保全・管理に関わる事項（モニタリング調査・ウコール山ルートの国有林の管理費用など）や、外来種駆除や野生生物保護、赤土流出防止活動等のやんばる地域の自然保護活動に関する費用として利用していきます。

2) 東村環境保全基金

東村は、平成 19 年 3 月に東村環境保全基金条例を施行し、地域に根ざした環境保全活動を展開することにより、良好な環境の保全を図り、エコ・ブルー・グリーンツーリズム等を推進するため、東村環境保全基金を設置しました。同基金を用いて、慶佐次のマングローブなどの環境保全活動に役立てていきます。

3) 慶佐次レンジャー

東村観光推進協議会は、令和元年より、慶佐次マングローブ域の保護と適正な利用の推進を担うエコツアーガイドを「慶佐次レンジャー」として任命しています。具体的には、①利用者の指導として、慶佐次マングローブ域の利用者が好ましくない行為をしているか、しようとしている場合に利用者に助言及び指導を行うこと、②外来種対策として外来種撤去事業等へ協力すること、③情報収集・報告として、慶佐次マングローブ域における自然環境の変化や東村ふれあいヒルギ公園の施設の損傷等について確認・報告を行っています。

(3) 環境教育の場としての活用と普及啓発

環境教育とは、環境教育等促進法第 2 条第 3 項の規定によると、「持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう」と定義されています。

環境教育には様々な手法がありますが、エコツーリズムでは特に自然とのふれあいを通じ、自然環境や動植物等への理解を深めるとともに、それらの保全に対する配慮ができる心を育てる点において効果があげられると期待されます。

1) 案内（ガイダンス）及びプログラムの実施に当たっての留意点

環境教育の場としての活用と普及啓発を図るため、案内（ガイダンス）及びプログラムの実施に当たっては、次の点に留意します。

① 本地域で体感・習得できるテーマの整理

協議会は、本地域に生息・生育する動植物等の観察など、エコツアー参加者が実際に体感できる自然環境や知識として習得できる環境問題等について把握・整理を進め、案内（ガイダンス）に役立つようにエコツアー実施者に情報提供していきます。

② エコツアー実施者自身の環境問題についての理解醸成

特にエコツアー実施者自身が地域の環境問題や持続可能な社会づくりについて正しく理解していることは重要です。協議会は、東村観光推進協議会等と連携して、エコツアー実施者の環境問題や持続可能な地域づくりについての理解醸成を図るための講習会や勉強会等を実施します。

③ 自然体験を通じて自然や環境問題等への理解を深める機会の提供

東村の豊かな自然環境を体験してもらいながら、その自然環境の特徴や、動植物の生態、固有生物がみられる理由、地域の環境問題やそれに対する取組状況などを適宜解説することで、この地域の自然や環境問題、持続可能な社会づくりについて考える機会を提供します。

ただし、エコツアーは参加者にとって数あるレクリエーションの一つであり、「楽しさ」の要素も重要です。エコツアーの実施に当たっては、楽しさの中で自然との関わりを伝えることにより、自然や環境問題、持続可能な社会についての意識と理解を深められるよう留意します。

④ 環境負荷がより少ないエコツアーを推進し、参加者の行動に繋げる

エコツアー実施者は、エコツアーのプログラムにおいて地元産品の利用やごみの排出抑制、環境への負荷が少ない製品の利用、自然観光資源に対する観察方法への配慮などにより環境負荷の低減を図るとともに、エコツアー参加者に対してもこれらの取組について協力と呼びかけるよう努めます。また、その意義や仕組みについてエコツアー参加者に解説し、エコツアー参加者の環境保全意識の醸成を図り、エコツアー終了後も環境に配慮した行動を続けられるよう啓発を行います。

2) 子どもたちへの環境教育の推進

エコツーリズムを通じて、子どもたちに地域の自然や環境問題、持続可能な社会づくりについて理解を深めてもらうことは、地域社会の将来にとっても非常に有益です。地域に暮らす子どもたちが地域の自然について理解を深めることで、将来的に東村の魅力を理解し、外部の人々に伝える役割を担う人材に育っていくことが期待されます。学校や関係部局との調整を図り、学校教育や社会教育活動と連携しながら、エコツーリズムを活用した園児・児童・生徒を対象とした環境教育を推進します。

3) 地域住民に対する普及啓発の方法

エコツーリズムを行う上で、地域の理解は欠かすことのできないものです。地域住民の自然や環境問題、エコツーリズムの意義・効果等への理解醸成を図るための取組として、広報誌・リーフレット等の配布や住民向け勉強会等による普及啓発、地元住民（子どもを含む）を対象とした自然体験ツアーなどを行います。

(4) 他の法令や計画等との関係及び整合

エコツーリズムの推進にあたっては、P. 45～P. 46 に掲げた自然観光資源に関する主な法令のほか、以下に示す関係法令や計画等との整合性を図りながら実施していきます。

区分	名称	所管機関
法令等	旅行業法	国土交通省（観光庁）
	道路交通法	国土交通省
	道路運送法	国土交通省
	海上運送法	国土交通省
	農業振興地域の整備に関する法律	農林水産省
	沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例	沖縄県
計画等	生物多様性おきなわ戦略	沖縄県
	自然環境の保全に関する指針	沖縄県
	沖縄県自然環境再生指針	沖縄県
	第3次沖縄県環境基本計画	沖縄県
	新・沖縄21世紀ビジョン基本計画	沖縄県
	第6次沖縄県観光振興基本計画	沖縄県
	第5次東村総合計画（後期基本計画）及び第2期総合戦略	東村

(5) 農林水産業や土地所有者等との連携及び調和

1) 連携方策

エコツーリズムを農林水産業や土地所有者などと連携して推進することにより、農林水産業や土地所有者などとエコツーリズムの双方に利があるように工夫します。

特に、本村においては、観光と並んで、農業が地域の基軸となる産業となっており、農業とエコツーリズムを連携していくことは重要です。これまで行ってきたパイナップル収穫体験などの農業体験やグリーンベルト植栽体験を継続するとともに、グリーン・ツーリズムをさらに発展させていきます。また、エコツアーの中で地元産品を使用するように努めるとともに、エコツアー参加者へ飲食・お土産購入の際に地元産品を勧めるよう心がけます。

2) 配慮事項

エコツアーの実施にあたっては、私有地や農地・山林等への無断での立ち入りはしないよう注意します。また、私有地や農地・山林等に立ち入るエコツアーの場合には、事前に承諾を得るようにするとともに、エコツアー参加者はガイドの案内なく私有地等へ立ち入らないようにします。

海でのエコツアーを実施する場合にも、関係団体等へ事前に相談した上で、漁業権など

の規制に従って利用します。

（６）地域の生活や習わしへの配慮

エコツアー実施者は、参加者とともに、村民の生活環境や伝統文化に悪影響が生じないよう、エコツーリズムのルールを遵守します。

また、農業・漁業や集落での暮らしなど、エコツアーのフィールドに深く関わっている地域住民の理解を得ていくことはとても重要です。エコツーリズムの意義や必要性等について地元住民への周知を図り、地域が一体となってエコツーリズムを推進する体制の構築を目指します。

（７）安全管理に関する配慮事項

エコツアー実施において、安全管理は最重要事項であり、万全の準備と最大限の注意を図る必要があります。ガイド事業共通ルールや個別の利用フィールドにおける安全に関するルール等を遵守することはもちろん、エコツアー実施者は安全性のさらなる向上を目指し日頃よりスキルアップや情報収集に努め、エコツアー参加者等の安全を確保するため、気象など自然環境の変化や、危険箇所、参加者の病気・怪我、人為的リスク等をあらかじめ想定し、危険回避のための対策を講じるとともに的確な状況判断を行います。

エコツアー事業者は、万が一の事故や遭難に備え、緊急連絡体制図、ファーストエイドキット、携帯電話や無線機などの通信機器を、必ずエコツアーガイドに携行させます。また、エコツアーガイドは、事故や遭難などが発生し、現場での対応が困難な重大な状況に陥った場合、要救助者の救命を最優先しつつ、消防・警察・海上保安庁などの関係機関へ速やかに連絡し、救助を要請します。併せて、自身が所属するエコツアー事業者および行政機関へ状況を報告します。

東村は、東村公認ガイド利用推進条例等の適切な運用により、上記のようなガイドの育成に努めるとともに、安全面も含めた観光旅行者への普及啓発を意識することにより、観光旅行者の事故や遭難等の発生防止に努めます。

（８）全体構想の公表

本全体構想の作成、変更、または廃止を行った際には、東村の広報やホームページ等で周知します。また、必要に応じて、協議会が説明用リーフレット等を作成・配布し広く公開します。

（９）全体構想の見直し

全体構想は、協議会において、エコツーリズムの推進状況について毎年把握・整理するとともに、必要に応じ、全体構想の見直しを行います。

【資料編】

(1) ルールの内容

1) 公認ガイド心得

公認ガイド心得

東村公認ガイドとして、東村が誇る豊かな自然環境及び歴史文化資源の価値を十分に理解し、地域資源を保全しながら利活用することで、東村の持続的な地域振興の重要な担い手となります。また、その地域資源の保全に最大限配慮しながら、その魅力を観光旅行者に伝える存在であるという自覚のもとに、集落の慣習や地域経済等を含めた地元地域を最大限尊重し、集落等が主催する行事又は活動への参画や地域住民の豊かな暮らしを守る行動を心掛ける等、地域社会の持続的な振興に貢献するべく努めます。

出典：東村公認ガイド事業共通ルール同意書（第7－5号様式）

2) ガイド事業共通ルール

ガイド事業共通ルール

- 1 利用者の安全を最優先に考え行動する。
- 2 安全なツアーを実施できるように、日頃から健康管理に努める。
- 3 安全にツアーを遂行することができないような気象条件の場合には、ガイド活動は行わない。
- 4 利用する地域資源の利用ルールを遵守する。
- 5 やんばる国立公園等に関わる環境保全関係法令を遵守する。
- 6 特定資格を必要とする活動については、資格を有さない者は、ガイド活動を行わない。
- 7 けが・事故には、ガイド同士協力しあって対処する。
- 8 野生動物に餌を与えない。
- 9 動植物の密猟又は盗掘を行わない。
- 10 心得や共通ルールに基づいて、来訪者に対してより良い利用の協力を促す。
- 11 ガイドの活動する地域の住民等とのトラブルや苦情が発生しないよう、十分に配慮する。
- 12 ほこらなどの神聖な場所の環境を汚さない。
- 13 万が一の時に備えて、各フィールドに合わせた救急道具を装備する。
- 14 ツアーに当たって、安全管理上の注意やフィールドでの配慮事項を十分に伝え、ガイドの指示に従えないツアー客は、ツアーに参加させない。
- 15 心身の状態からツアー参加や継続が難しいと判断されるツアー客は、参加を断る、あるいは途中棄権を促す。

出典：東村公認ガイド事業共通ルール同意書（第7－5号様式）

3) 慶佐次マングローブ観光利用【ガイド・事業者間ルール】

慶佐次マングローブ観光利用 【ガイド・事業者間ルール】＜抜粋＞

(前略)

○ 環境保全共通ルール

- 1) 指定区域内の動植物は採取（集）禁止。
- 2) 干潟には、下りない。また、下りている人を見かけたら注意すること。
- 3) 生き物への餌付け禁止。
- 4) 落ちている植物を手にとって観察した場合は、必ずもとの場所に戻す。観察を目的とした動物の一時捕獲は、事前に天然記念物の現状変更許可申請を行い許可された観察方法のみ行う。
- 5) 東村観光推進協議会が半年毎に行うフィールドの環境モニタリングに参加すること。その他、フィールドの変化に気づいた際は東村観光推進協議会に情報提供すること。
- 6) 環境負荷が生じた場合は、ツアールートを変更するなど、各関係者と協議の上、何らかの対策を講じること。
- 7) 外来移入種を発見したら、その深刻度によっては、各関係者との協議の上、天然記念物の現状変更許可申請を行うなどして、環境保全活動の一環として除去すること。
- 8) 定期的及び必要に応じてフィールドの清掃活動を行うこと。
- 9) 利用するフィールドを慶佐次一ヶ所に集中させないために、代替フィールドを積極的に活用していくこと。
- 10) 観光・レジャー目的の動力船は、進入禁止。ただし、緊急・避難時はこの限りではない。その他の動力船進入については、地元住民の意見を反映させること。
- 11) ツアー開始時に、天然記念物、国立公園や利用ルールなど、環境保全に関するレクチャーを行うこと。
- 12) トイレはツアー開始前に済ませること。
- 13) ゴミは全て持ち帰ること。
- 14) 駐車場では、アイドリングストップのこと。
- 15) ツアー中は喫煙禁止。

○ 安全管理共通ルール

- 1) ツアー前の気象情報を確認する。各種警報（大雨・洪水・雷・波浪・暴風）及び注意報発令時には、現場の状況を確認しながらツアー中止か続行の判断を行う。同時に、警報解除時には、現場の状況と気象（予報）図を見ながら、ツアー再開の判断を行うこと。
- 2) 緊急時には迅速に対応し、適宜緊急連絡先（救急：119 番、事故：110 番、海難事故：118 番）への通報、東村観光推進協議会との連携・情報共有を行うこと。
- 3) 救急用品を携行すること。救急用品には、ばんそうこう、人工呼吸用マスク（キューマスク等）、ゴム手袋またはビニール手袋、ガーゼ、三角巾または包帯、緊急通報シートを含めること。
- 4) 熱中症予防のため、水分補給と帽子着用を呼びかけること。
- 5) 危険箇所、危険生物（ハチの巣、ハブ等）を発見したら、まず、安全を確保した後に、周囲のガイドに注意を呼びかけ、同時に東村観光推進協議会へ連絡すること。
- 6) ツアー開始前に、利用者に対してヘルスチェックを行い、ツアー参加に支障が起きると事業者が判断すれば、その利用者はツアーに参加させない。なお、個人旅行に関しては、ツアー開始前に、参加に当たっての諸注意を行った上で、免責同意書に署名してもらうこと。また団体旅行については、口頭で同意書の内容を注意説明するなどして、参加者への理解を促すこと。
- 7) ツアー開始前に、利用者に対して、喫煙、飲酒や上半身裸等の行為は止めるよう注意し、注意が守られない場合は、ツアーに参加させない。なお、ツアー開始後、利用者が故意に転覆するなど危険行為を行った時は注意し、注意が守られなければツアーを中止すること。

○ カヌーツアー安全管理ルール

- 1) 3 歳未満の子ども及び妊婦はツアーに参加させないこと。
- 2) ライフジャケットの着用を徹底すること。
- 3) ライフジャケットの下にも服を着用すること。
- 4) 天候の変化に対応可能な服装と履物で乗船すること。
- 5) 気象条件によっては、ガイドを増員すること。
- 6) 乗船前に参加者のヘルスチェックを行い、安全管理上の注意事項をレクチャーすること。
- 7) 携帯電話または無線機と牽引ロープを携行すること。
- 8) 事業者は、少なくともガイド 1 名以上を日本赤十字社が行う水上安全法救助講習会または沖縄マリンスポーツセイフティービューローが行う水難救助員認定講習に参加させ、更新期限を守り、救

助に関する知識、技術を常に維持すること。

- 9) ガイドは、東村観光推進協議会エコツーリズム部会が定期的に主催するレスキュー講習会を受講すること。
- 10) 自艇については、迅速な転覆処理ができること。他艇については、転覆処理および落水者の救出が迅速にできること。
- 11) 自力で漕ぐことが不能となった他艇、乗員はそのまま牽引できること。
- 12) ツアーに用いる各種装備の整備・点検を定期的に行い（ドレーンコック、ハッチのふた、ひび割れ、ライフジャケットの性能等）、安全が担保できる装備を利用すること。

○ カヌーツアー乗船ルール

- 1) カヌーの進行は右側通行を遵守すること。
- 2) 1人のガイドが引率できるカヌーの上限は、5艇とすること。ガイド艇にはガイドが1人で乗船し、利用者との同乗は、日本赤十字社が行う水上安全法救助講習会または沖縄マリンレジャーセイフティビューローが行う水難救助員認定講習に参加し、東村観光推進協議会エコツーリズム部会が定期的に主催するレスキュー講習会を受講しているガイドに限る。
- 3) カヌーは、着座位置を含め正しい姿勢で乗り、乗船中はその姿勢を維持すること。
- 4) カヌーは、基本の漕ぎ方に忠実にかつ習熟していること。
- 5) 乗船前に、利用者に対して前進・後退・停止・方向転換等、自在に操縦する技術をレクチャーすること。
- 6) 緊急時（強風、雷、体調不良、事故、怪我等）を除いては、干渉には下りないこと。
- 7) 小水路は、上流から下流への一方通行とすること。ただし、サキシマスオウノキの辺りまでは、下流側から入ることができる。
- 8) 11艇以上のツアーに関して、原則的に（利用者のカヌー操縦技術の程度や、川の混雑状況を見てガイドが判断する）、カーブの手前をツアーの最終・折り返し地点とすること。
- 9) 慶佐次大橋から上流はスピードを落として徐行し、利用者に対してもそのように指示すること。

○ 木道及び公園施設利用ルール

- 1) 自然観察は、ガイド1人が引率できる利用者は25名を上限とすること。
- 2) 木道上で自然観察ツアーを行っている最中に、他のツアーや旅行者が前後から来た際は、通路の端に寄るなどして、通行を妨げないようにすること。
- 3) 団体ツアーを引率するガイドは、他のツアーと重なった場合は、後続のツアーに対して配慮し、必要に応じて復路は農道を使うこと。
- 4) 木道の展望台で自然観察を行う際に、他のツアーや旅行者と重なった際は、交代で観察できるように配慮すること。
- 5) 自然観察時には、拡声器は使用しないこと。
- 6) 利用者の安全確保および芝生保護のため、駐車場より奥側へ船台以外の車両を乗り入れないこと。
- 7) 公園内で飲酒をしないこと。喫煙は喫煙スペースで行うこと。

◆ 指定区域周辺地域への配慮

- 1) 地域住民に対する礼儀や地域への貢献・協力を行うこと。
- 2) 慶佐次区内で観光利用しているフィールド周辺の清掃活動を定期的に行うこと。
- 3) 車のエンジンの空ぶかし、アイドリング、大音量で音楽をかけるなど、騒音を立てないようにし、利用者に対しても注意すること。
- 4) 集落内は徐行運転し、利用者に対しても注意すること。
- 5) ツアー利用者の車輛は、事故防止のため、地域の運転者・歩行者に支障がないよう配慮して駐車するよう案内すること。
- 6) 集落内で大切にされている場所、拝所・墓地等の聖地などは侵入しないようにし、利用者に対しても注意すること。
- 7) 地域住民の生活、仕事、行事に支障がないよう、（組織的に）地域と意見交換する機会を設け、地域の意見を反映させながら、ツアーを運営すること。
- 8) 集落内の家の中を覗き込まないように、利用者にも注意を促すこと。
- 9) 集落内を歩く時は、水着や上半身裸では歩かないよう利用者にも注意を促すこと。
- 10) 可能な限り、地域内の売店、食堂の利用を勧めること。
- 11) 集落内は大型車の駐車禁止。停車については、5分以内の乗降時のみ。
- 12) 集落内におけるカヌー係留は、係留時間・場所等、地域住民に十分配慮して行うこと。

（後略）

出典：慶佐次マングローブ観光利用【ガイド・事業者間ルール】

4) 福地ダム対岸エリアのフィールド利用ルール

福地ダム対岸エリアのフィールド利用ルール＜抜粋＞

ダム湖面利用時は「福地ダム湖面利用ルール」に準ずることとし、本利用ルールはカタナバー、およびウコール山等のダム対岸フィールドでのツアー実施時に適用されることとする。

(中略)

2. 秘境ツアー@やんばる国立公園の運用ルール

秘境ツアー@やんばる国立公園が実施されるフィールドは、『奄美・徳之島・沖縄島北部・西表島世界自然遺産』の登録エリアとなっていることから、その利用については自然環境の保全について十分に配慮する必要がある、自然公園法をはじめとした関連する法令等を遵守しなければならない

1) ツアーコース

秘境ツアー@やんばる国立公園のコースは以下の2コースとする。新たなコースでツアーを実施する際には、観光推進（※NPO 法人東村観光推進協議会のこと。以下同じ。）を通して、東村、ダム事務所、環境省、林野庁等との調整、または許可申請が必要となる

① シャワークライミング（カタナバー）コース

② 森トレッキング（ウコール山）コース

2) 1ガイドが案内できるツアー人数：2～6名（1グループのみ）

※1回の時間帯で案内できる人数は最大でも2ガイド12名までとする

3) スタート時間

秘境ツアーとしての価値、環境負荷を考え複数のツアーパーティーがバッティングしない様に設定する。特にシャワークライミングでは滝壺、森トレッキングではオキナワウラジロガシでのバッティングは避ける

① シャワークライミング（3時間コース）

1日最大4パーティー 9:00, 10:30, 12:00, 13:30

② 森トレッキング（5時間コース）

1日最大3パーティー 9:00, 10:00, 11:00

※発着所に一度に停留できるカヤックの最大艇数は、両コースとも、ガイド艇を合わせて8艇（2ガイド12名）までとする

4) ツアー実施のエントリールール

一日に案内できるスタート時間の枠は、両コースそれぞれで基本的に1社1枠とし先着順とする。ただし、ツアー実施日の前日12:00を過ぎた時点で空いている枠があれば、既に枠を確保している事業者でも2枠目以降を利用することができる

※発着所のキャパ（最大艇数）を超えない様に、人数、及びスタート時間を同日に案内予定の事業者間で調整すること。ただし、先にエントリーしている事業者の予約内容が優先される

参画している事業者間で、予約状況を共有するための予約台帳システム等を利用し、事業者間の予約バッティング等の予約トラブルが起きない様にする

5) 対象年齢 10歳～65歳

6) 損害賠償保険と傷害保険への加入

賠償補償額1億円以上の損害賠償保険、及びツアー参加者のための障害保険に加入すること

(中略)

8) 環境保全協力金

ツアーを実施する事業者は、1,000円／1グループの環境保全協力金をツアー利用客から徴収し、ツアー利用客に代わって事業者が観光推進に、ツアー手数料の支払いの際に納める。ツアー利用客が7名以上となり、2名のガイドが必要となった場合は、2グループ分の環境保全協力金（2,000円）を徴収する

事業者は、ツアー料金に環境保全協力金（1,000円／1グループ）が含まれていること、更には環境保全協力金の利用目的をツアー利用客に説明する必要がある

【環境保全協力金の利用目的】

① 秘境ツアーで利用するフィールドの保全・管理に関わる事項（モニタリング調査・ウコール山ルート国有林の管理費用など）

② やんばる国立公園、またはその周辺地域における外来種駆除や野生生物の保護、赤土流出防止活動等のやんばる地域の自然保護活動に関する費用（NPO どうぶつたちの病院、やんばるリンクス等への寄付など）

環境保全協力金は、観光推進で環境保全基金として管理し、使用の際には理事会に諮る必要がある。ただし、今後、やんばる3村でやんばる国立公園、またはやんばる世界自然遺産の保全利用等に関する組織が立ち上がった際には、そこに委ねることとする

(中略)

3. 安全管理

1) 非常時の連絡手段の確保

フィールドのほとんどのエリアで携帯電話が圏外となるため、携帯圏外でも通信が可能な非常時の連絡手段（SPOT-GEN など）を必ず携行すること。また、ガイドはどこまで行けば携帯が繋がるかを把握しておく必要がある

2) 安全管理のための装備の携行

以下に掲げる安全管理のための装備を携行すること

- ① トレッキングポールなどのハブ棒の携行（森トレッキング）
- ② ファーストエイドキット、ホイッスル、ロープ、カラビナの携行
- ③ 緊急時連絡体制網

3) シャワークライミングでは、大怪我を防ぐためにウェットスーツ、フェルト底の滑り難いウォーターシューズ、ヘルメットをガイドもツアー参加者も必ず着用する

4) 救急救命等の知識の習得

以下に掲げる救急救命等に関わる知識を習得すること

- ① 日本赤十字の救急員養成講習、消防が行っている上級救命講習以上の受講経験、または野外災害救急法（WMAJ 主催の WFA ベーシックレベル以上）の認定資格の保有
- ② 日本赤十字の水上安全法講習の検定合格や沖縄マリンセーフティビューロー（OMSB）の水上安全の水難救助員の認定、または NPO 法人沖縄県カヤック・カヌー協会（OKCA）の認定ガイド資格の保有
- ③ 観光推進エコツーリズム部会、及び秘境ツアー分会（仮）が主催するレスキュー訓練に年 5 回以上参加し、上記の救急救命資格と同等かそれ以上の知識、技術を有していることを他のガイドメンバーに認められたもの

※①、②の資格は両方保有している必要がある

4) 関連する法令手続き

「沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成 6. 12. 27 条例 45）」（以下、水難事故防止条例）の第 11 条第 1 項第 1 号に規定される「プレジャーボート提供者」として、条例に則り、公安委員会に届出書を提出する

5) ツアー実施前と終了後にダム事務所と観光推進に連絡を行う

6) 大雨・洪水警報の発令、近くで雷光を確認した場合、安全な航行が困難なほどの強風がある場合には、ガイドの責任のもとツアーの中止を決定する

7) 秘境ツアー分会（仮）で、各フィールドにおけるツアー利用が本格化する前に（シャワークライミング 4 月頃、森トレッキング 9 月頃）、レスキュー訓練を各フィールド毎に年 1 回実施し、案内するガイドは必ず参加しなければならない

8) 安全性の向上やモニタリング調査を目的として、ツアー実施後に、毎回、振り返りシートを作成し、データの蓄積を行う（参加人数・参加者の年齢・その日の天気・崖崩れ・倒木・危険生物など）。振り返りシートの内容は観光推進で保管し、ガイド間で共有する

9) ゲリラ豪雨などの予期せぬ大雨による河川の増水など、ダム湖面からの帰還が困難な場合を想定し、陸路からの避難ルートを把握している必要がある

4. 環境保全

1) 動植物を保護するため、採集等の制限に関するやんばる国立公園の定めに従う（やんばる国立公園における指定植物リスト）

2) 密猟や盗掘に繋がる希少種の位置情報などが SNS などで流出しない様に配慮する

3) 外来種の種を持ち込まないためにツアー出発前に靴底の泥を落とさなければならない

4) ツルヒヨドリやマングース等の特定外来生物、または野猫、野犬等の在来動物に影響をおよぼすものを発見した場合には、環境省や東村役場等の関係機関に直ちに連絡をする

5) 携帯トイレを持参すること（森トレッキング）

6) 観光推進エコツーリズム部会が実施するモニタリング調査に可能な限り参加する

7) ツアー実施期間を以下の通りとする。ただし、踏圧等により利用フィールドの自然環境が著しく損なわれている状況が確認された場合には、環境省の自然保護官の立ち会いのもとで状況の確認を行い、回復するまでの期間の利用停止、もしくは利用ルートの変更等の対応をとることとする。利用再開についても、環境省の自然保護官に現場を確認してもらい判断を仰ぐこととする

- ① シャワークライミング：4 月下旬～10 月末日

- ② 森トレッキング：通年

(後略)

出典：福地ダム対岸エリアのフィールド利用ルール

5) やんばる国立公園およびその周辺エリアにおける林道等のエコツアーによる利用ルール

やんばる国立公園およびその周辺エリアにおける林道等のエコツアーによる利用ルール

<抜粋>

(前略)

3. 林道等のツアー利用時のルール

(1) ガイドに求められる資質

昔から人間の生活圏と世界自然遺産エリアが近接して存在してきたという、他の世界自然遺産と比較してやんばるエリアの稀有な特徴を伝えるために、ツアーを案内するガイドは、やんばるの動植物や自然環境についてだけではなく、やんばるの昔ながらの暮らしや文化、方言についても参加者に伝えることができる知識を有する必要がある。

ガイドは、希少種や固有種などの生き物を探すだけではなく、他にもあるやんばるの森の魅力を伝え、また密猟や外来種などやんばる世界自然遺産が抱えている問題についてもツアー参加者と共有できるように努める必要がある。また、昔からやんばるの人々が森と共に暮らしてきたこと(林業・行事)についても触れることも大切である。

(2) ツアー参加人数について

大人数で林道を利用することは、野生動物への影響が懸念される。特に夜間はより一層の配慮が必要である。また、やんばるの林道の多くが携帯電話の圏外エリアとなるため、安全管理の点から言っても少人数での利用が望ましい。1回のツアーで1人のガイドが案内できる人数は最大で5名程度が望ましい。

(3) 損害賠償保険・傷害保険への加入

ツアー利用者のために傷害保険に加入し、またガイド、または事業者の過失による事故発生時の損害賠償に対応するために、損害賠償責任保険に加入する必要がある。

(4) 自動車の運転について

- ・ 野生生物のロードキル防止のため、極力スピードを控えて走行する
☆20km/h 以下
☆生き物が出やすい場所では 10km/h 以下
- ・ カエルやイモリ、オタマジャクシ等の生活の場である水溜まりは避けて走行する
- ・ 路上だけではなく、道路の傍から飛び出してくる生き物にも気を付ける
- ・ ハナサキガエルやオキナワアマガエル等は車で近づいても逃げない場合がある。逃げない場合には、車から降りて、道路傍の安全な場所に移す。この場合、素手で直接触ることは避けること
- ・ オキナワイボイモリは山から繁殖場所の水辺に移動するために路上に出てくる(繁殖期: 2~6月)。路面が雨などで濡れている場合には、非常に見え難いため特に注意が必要である。路上で発見した場合は、車を止め安全な道路傍に移す。この場合、素手で直接触らないこと。また、オキナワイボイモリが向いている方向(移動先)に移動させること。
- ・ オキナワイボイモリをはじめとした、天然記念物を手に取って移動させることは、参加者に、それらが天然記念物であり、通常では現状変更になるため触れることが禁止されていることを必ず説明すること
- ・ 繁殖期のカニ類(5月下旬~10月頃まで)やリュウキュウカジカガエル(4~10月)などが路上に多数いる場合は、ドライバー以外のメンバーが下車し、道路脇に追いやること
- ・ 参加者に対して、ツアー中のロードキル防止のためにどのようなルールや考えのもと、ガイドが車の運転等に気を付けているかの説明を行うこと

(5) 観察方法

- ・ 生き物には基本的には触れない。
- ・ 観察時間を必要最小限とし、ライトの当てすぎに気を付ける。特にケナガネズミなどの哺乳類やヤンバルクイナなどの鳥類にはライトの当てすぎに気を付ける。生き物に影響の少ない色のライト(赤色)を推奨する。
- ・ ツアー中の動植物の写真を撮る際には、密猟・盗掘等に繋がらないように注意が必要である。写真に位置情報が紐づけられない様にGPS機能はオフ設定にすることが望ましい。
- ・ 樹上のヤンバルクイナを発見した場合は 15m 程通り過ぎたところで車を停車させ静かに近づく(車に戻る時も静かに)
- ・ ドアの閉閉はゆっくり、静かにする(大きな音は生き物にストレスを与える)

(6) 外来動植物・ゴミの不法投棄などに対する対応

- ・ 外来種の種を持ち込まないためにツアー出発前に靴底の泥を落とさなければならない
- ・ 動植物を保護するため、採集等の制限に関する法令の定めに従う(種の保存法・文化財保護法・やんばる国立公園における指定植物リスト、鳥獣保護管理法、沖縄県条例等)
- ・ ツルヒヨドリやマングース等の特定外来生物、またはネコ、イヌ等の在来の動植物に影響をおよぼすものを発見した場合には、環境省等の関係機関に直ちに連絡すること
- ・ ツアー中に発見したゴミは可能であれば収集して持ち帰る。大量な場合や大型なものについては、下記連絡先まで連絡し回収してもらうこと

(中略)

連絡先: 東村/建設環境課: 0980-43-2205

- ・ 密猟等の疑いがある不審者に遭遇した際には、ツアー参加者の安全を最優先とし、必要以上の声かけ等は行わず、必要であれば環境省やんばる野生生物保護センター、または警察に連絡すること
- ・ 違法な昆虫トラップを設置している現場に遭遇した場合も同様に、ツアー参加者の安全を最優先とし、必要以上の声かけ等は行わず、遭遇場所等の必要な情報を環境省やんばる野生生物保護センター、または警察に連絡すること
- ・ 違法な昆虫トラップを発見した場合には、勝手に除去はせずに、環境省やんばる野生生物保護セン

- ター、または警察に連絡すること
- ・密猟等の疑いがある不審車両を発見した場合には、遭遇場所や車両ナンバー等の情報を環境省やんばる野生生物保護センターと情報を共有すること
- ・希少種のロードキル個体、または負傷個体を発見した際には回収すること。ロードキル個体はビニール袋に入れ、翌日に環境省やんばる自然保護官事務所へ持ち込むこと。負傷個体については、至急下記の連絡先に連絡をし、指示に従うこと
- 連絡先：クイナダイヤル（NP0 法人どうぶつたちの病院沖縄）：090-6857-8917
：やんばる野生動物保護センター：0980-50-1025／090-6852-9170（休館時）
- ・希少種以外のロードキル個体については、死亡個体については道路脇に移動させること。まだ生きている個体については、救護し、ツアー終了後に最寄りの動物病院に連絡、搬送すること。ただし、小型の生物、特にヘビ類は救命の可能性が低く、安全上の観点から、道路脇の草地などに移動させることとする
- ・ツアー中にロードキルを起こしてしまった場合の対応
 - 参加者には包み隠すことなく、丁寧にロードキルを起こしてしまったことについて説明すること。この時、言い訳などをすることなく、真摯な態度で説明責任を果たすこと
 - 説明責任を果たした後の対応については、上記のロードキル個体の発見時の対応と同様
- (7) 安全管理**
 - ・参加者のアレルギー情報（エピペンの所持も含む）、持病（常用している薬の情報含む）について、ツアー受付時に確認すること
 - ・安全管理のための装備の携行
 - トレッキングポールなどのハブ棒／ホイッスル／緊急時連絡・対応マニュアル
 - 携帯電話／ファーストエイドキット（絆創膏・三角巾・手袋・ポケットマスク）
 - ・緊急時連絡・対応マニュアル：事故発生時は、緊急時連絡・対応マニュアルに従い連絡・対応を行うこと
 - ・林道は場所によっては携帯電話が圏外になるためガイドは携帯電話が繋がる場所を把握すること：圏外の場所で事故等が発生した場合は車で速やかに携帯電話が繋がる場所まで移動し、緊急時連絡対応マニュアルに則って対応すること
 - ・催行中止基準
 - やや強い雨（10mm/h 以上）が、ツアー実施中に降り続くことが予想される場合
 - ツアースタートの1時間前に気象庁の「土砂キキクル（中略）」において、利用ルートの一部でも警戒レベル2相当（注意：黄色）以上となっている場合
 - 台風が直撃（暴風域）、及び接近中（強風域）の場合、または通過後においてもルート確認を行い安全が確認されるまでの間
 - ツアー実施当日に雨が降っていない場合でも、梅雨時期など、長雨が続いており、土砂災害の危険が少しでも予測される場合（土砂災害警戒情報が発令中の場合）
 - その他、ガイドが安全にツアーを実施することが困難であると判断した場合
 - ・中止となることが予想される場合には、ツアー当日の正午に参加者にその旨をガイドが連絡し、最終的な中止の判断はツアー実施の1時間前までに行い参加者に連絡すること
 - ・台風や大雨等の後にはツアー実施前までにルートの下見を必ず行うこと
- (8) ツアー参加者の心得**
ツアー参加者に守ってもらいたい自然体験時に必須のルールやマナー

『私は、ツアーに参加する際に、以下のことを厳守します。そして、やんばるの森の保全活動に積極的に関わることで、次世代にこの美しい森を繋いでいくことを誓います』

- ① やんばるの森の自然に敬意の心を持ってツアーに参加します
 - ・やんばるの森の自然があつてこそそのツアーです
- ② 希少な動植物の居場所を情報発信しません
 - ・密猟・盗掘・盗採に繋がってしまいます
- ③ 動植物に気軽に触りません
 - ・触ることで生き物にストレスを与えてしまいます
 - ・カエルなどの変温動物と私たち人間の体温の差は15度近くあります。人間が触ることで体調不良を起こしたり、皮膚表面に火傷を負ったりするかもしれません
 - ・法律で原則的に触ることが禁止されている動植物があります
 - ・毒があつたり噛みついたり危険な動植物もいます
- ④ 生き物へのライトの当て過ぎに気をつけます
 - ・夜の生き物は明かりに敏感です
 - ・ガイドが準備した専用ライトを使用します（自前のライトの使用は控えください）
- ⑤ 泥だらけの靴では参加しません
 - ・靴底の泥に混ざった外来植物の種の持ち込みに繋がるかもしれません
 - ・ツアーのスタート前に靴底の泥を落としてから出発します
 - ・ツアーに関係なく、個人的にやんばるの森などを散策する際には靴底の泥に気をつけて下さい（後略）

出典：やんばる国立公園およびその周辺エリアにおける林道等のエコツアーによる利用ルール

6) やんばる 3 村ルールブック

やんばる 3 村ルールブック＜抜粋＞

(前略)

共通ルール

やんばるの自然を存分に楽しんでもらううえで守って欲しいルールは以下の通りです。

自然の中では自己責任で

やんばるには、崖などの危険な場所やハブやハチなどの有毒な生物、肌に触れるとかぶれる植物などが多い一方で、医療機関が少なく、搬送まで時間がかかります。また、携帯電話が繋がらない場所もあります。散策される場合は地元ガイドを利用することを推奨します。

ごみは持ち帰る

ここはゴミ箱ではありません。自分が持ってきたものには責任を持ちましょう。特に生ごみは野生生物への餌付けにもつながり、生態系への悪影響が懸念されます。また、プラスチックや金属類などは分解されずに地中に残ってしまいます。

事前にトイレは済ませておく

森の中にはトイレは無いので、森に入る前にトイレは済ませましょう。人の排泄物は、不衛生であるだけでなく、野生生物を誘因してしまうおそれもあり、使用済みトイレトペーパーは森の中で溶けずに残ってしまいます。心配であれば携帯トイレを持参し、そこに何も残さないようにしましょう。

迷惑行為はしない

山も海も、住民にとって自然は暮らしに身近な場所です。大きな声や音を出すと近くに住む方々の迷惑になる場合があります。大音量でのカーステレオの使用や、花火など音が出るもの、ドリフト走行などはやめましょう。

舗装されていない場所にむやみに車両・バイクを乗り入れない

乗り入れた先に道はなく、ぬかるみや段差がある場合も多いので危険です。さらに、やんばるの森に住む動植物が踏み潰されたり、密猟や盗掘を助長するような道ができてしまいます。また、農地を含め私有地に続く道の可能性もありますので注意願います。場所によっては車輛の乗り入れが法律で禁止されています。

道を外れて森の中に入らない

森の中には、基本的に登山道等は整備されていません。遭難につながったり、希少な動植物を踏みつぶしてしまったりする可能性があります。また、ハブなどの危険生物に遭遇する可能性も高まります。

火を使わない

キャンプ場等の許可された場所以外での焚き火やタバコのポイ捨てはやめましょう。山火事の原因となります。また、場所によっては法律で禁止されています。

生き物に関するルール

やんばるの自然はとてもぜい弱で、絶滅が危惧される動植物がたくさん暮らしています。この豊かな自然をずっと残していくためのルールを紹介します。

動植物をとらない

動植物をとったり踏みつけたり、トラップを設置したりするのはやめましょう。少しだけなら大丈夫という気持ちは禁物です。

動物を脅かさない

夜間に懐中電灯で生き物を執拗に照らしたり、大きな音をたてるなどの行為は控えましょう。人からの刺激がパニックや子育て放棄につながる事があります。(ノグチゲラ、ヤンバルクイナ等)

また、これらの行為は近くに住む方々の迷惑になる場合があります。

動植物を持ち込まない

やんばるにいない生き物(外来種)やペットを捨てないようにしましょう。かわいいペットも野外に放たれると、やんばる在来の希少な動植物の捕食者になってしまいます。また、外来種は生態系のバランスを崩す恐れがあります。

ストップ！ロードキル

やさしい運転をしましょう。ロードキルが発生しています。特に東海岸側の県道 70 号線、やんばる東西を横断する県道 2 号線は要注意です。

※ヤンバルクイナは早朝と夕方、夜行性のケナガネズミやリュウキュウヤマガメは夜間にロードキル

が起きています。

自然体験スポット毎のルール

やんばるに残された豊かな自然を体験できる各村の体験スポットごとに注意してほしいルールを紹介します。やんばるの森にはハブなどの毒を持った生物や、肌に触れるとかぶれる植物が多いので注意が必要です。また、この大自然を満喫してもらうためにも、ガイドの同行をお勧めします。

(中略)

東村内

【慶佐次湾のヒルギ林】

カヌーに乗る場合は、事前にガイドツアーを予約してください。

ヒルギ林内や干潟に直接立ち入らず、遊歩道からマングローブをお楽しみください。

釣りをしないでください。

他の利用者に危険を及ぼす可能性があるため、木道上でのローラースケート、ローラーブレード、スケートボードや自転車等の使用を禁じます。

安全のため、川に係留しているカヌーや陸上に置かれているカヌーでは遊ばないでください。

住民の暮らしとプライバシーへの配慮

やんばるの見どころには人の暮らしととても近い場所が多くあります。住民の暮らしとプライバシーに配慮して楽しみましょう。

集落周辺や山道では特に速度を落とす

大きな道路からすぐそばに、住民が暮らす集落がたくさんあります。また、大きな道路であっても、そこは農作業など仕事に向かう暮らしの道でもあるのです。住民が運転する作業用トラックやバイクを煽るなどの行為は絶対にやめて、制限速度を守った安全で快適な運転をお願いします。

車は住民や交通の迷惑にならない場所に停める

やんばるには、駐車場と勘違いする私有地や集落で管理している土地などがあります。駐車する際には住民に確認して下さい。また、やんばるの道はカーブが多く見通しが悪い為、路上に駐車すると危険です。アイドリングもやめましょう。

民家への立ち入りや覗き見はしない

集落散策や民家周辺で撮影を行う場合は、住民のプライバシーに配慮しましょう。公民館などの施設は、住民の暮らし・活動の為に管理されているものですので勝手に使わないでください。また、民家だけでなく、集落から離れた山道沿いの農地などへの立ち入りも同様です。ご注意ください。

地元の住民には「お邪魔します」の気持ちで

挨拶をきっかけに会話も弾み、観光がより思い出深いものになるはずです。道を尋ねるときも同様です。また、集落を紹介する地元ガイドがいる場所もあるので、是非、活用下さい。

拝所（うがんじょ）など、神聖な場所には敬意を払う

伝統的儀式などでの無遠慮な見学や写真撮影等は控えましょう。見学する位置によっては儀式に支障が出る場合があるので、注意しましょう。また、猪垣や炭がまなどの遺構は地域の歴史を物語る財産となっています。崩したりしないようにしてください。

(中略)

装備と緊急時について

遭難に注意！

やんばるの森には、基本的に登山道等は整備されていない一方で、かつて暮らしに使っていた道やマングース対策のための作業道があり、迷いやすくなっています。遭難しないためにも、不用意にわからない道を歩かないようにしましょう。また、森の中は草木が深いため、想像以上に暗くなるのが早いのです。早め下山を心がけてください。

十分な装備で楽しみましょう

- ・滑落やハブなどの危険生物への対策として、しっかりとした登山靴を履きましょう。サンダルはNGです。
- ・強い日差しや枝葉から頭を守るために帽子をかぶりましょう。
- ・登山時は長そで長ズボンで（暑さ調整できるように！）怪我だけではなく、毛虫やアブ・ハチなどによる虫刺されも予防できます。
- ・両手が使えるようカバンはリュックサックで。
- ・雨具・携帯電話を携帯しましょう。
- ・熱中症、脱水症対策として、必ず行動食と飲料水を携帯してください。
- ・虫除けや日焼け対策をしっかりと。

(後略)

出典：やんばる3村ルールブック

7) 東村ふれあいヒルギ公園 団体向けルール

『東村ふれあいヒルギ公園 団体様へのお願い』

当公園を利用する団体様がお互いに気持ちよく楽しむため、国の天然記念物及び国立公園「慶佐次湾のヒルギ林」の保護の為、以下に気を付けてください。

△必ず事前に公園利用申請を行いましょう

◇貴重なヒルギ林を傷つけないようにしましょう

- ・干潟や木道から下りたりして、ヒルギ林内や干潟への立ち入りはしないでください
- ・生態系に影響を与える恐れがある動植物等を持ち込まないでください
- ・公園内での動植物の採取・採集・餌付けや釣りなどはしないでください
※木の実（胎生種子：ヒルギの種のようなもの）や葉っぱや花、枝など
- ・遊歩道では飲食やペットの進入はできません

◇他の来園者や公園施設の保護の為、以下を守ってください

- ・ごみは各自で持ち帰ること
- ・団体で遊歩道を利用する場合は、お互いにゆずり合ってください
- ・遊歩道では車輪ついた乗り物（自転車、キックボードなど）は進入できません
※車いすなどは除く
- ・水着や裸で公園内を歩いたり、危険な行為、危険物の持ち込み、火気類の使用はNGです
- ・公園内では飲酒できません。タバコは指定の場所で喫煙してください
- ・公園内ではハンドマイク等の拡声器は使用できません
- ・駐車場ではアイドリングストップとなっています（急病者などの看護等は除く）
- ・当公園の駐車スペースは限られています。込み合う場合は移動をお願いする事があります。

◎公園利用者（団体様）へ

- ・公園の維持管理の為、慶佐次川環境協力保全金をお願いしています（任意です）
基本：お一人 50 円
（後略）

出典：東村観光推進協議会資料

8) 東村ふれあいヒルギ公園 利用者向けルール

東村ふれあいヒルギ公園 利用者へのお願い

公園を利用する皆様がお互いに気持ちよく楽しむため、そして、国の天然記念物「慶佐次湾のヒルギ林」の保護のため、以下に気を付けて公園をお楽しみください。

- ◇貴重なヒルギ林を傷つけないようにしましょう。
木道を下りてのヒルギ林内への立ち入りや、干潟に下りることはおやめください。
生態系に影響を与える恐れがある動植物等を持ち込まないようにしましょう。
動植物の採取（採集）、餌付け、釣りをしないでください。
- ◇他の来園者や公園施設の保護のため、以下を守ってください。
ごみはなるべく各自で持ち帰ってください。
木道では、車輪のついた乗り物（自転車、スケートボード等）で遊ばないでください。
水着のみや上半身裸で歩き回らないでください。
危険な行為、危険物の持ち込み、火気類の使用は禁止です。
飲酒をしないでください。喫煙スペース以外は禁煙です。
駐車道ではアイドリングストップしてください。

公園の維持管理のため、慶佐次川環境協力金へのご寄付（金額任意）をお願いします。公園事務所横に寄付箱を設置しています。

公園内での事故・盗難などについて、指定管理者は一切の責任を負いません。

◆カヌー・SUP、ドローンを持ち込みたい方へ

公園事務所（営業時間 8:30～17:30）を訪れ、利用者同意書（別紙）に署名し、許可の印をもらってからご利用ください。

同意書に署名し許可の印を携帯できない場合は、持ち込みできません。

◆ペット同伴で訪れる方へ

ペットはリードにつなぎ、糞の始末は飼い主が行いましょう。ペット同伴で木道に入らないでください。

◆団体で訪れる方へ

ハンドマイク等の拡声器の使用はおやめください。

遊歩道内での飲食はおやめください。

団体でお弁当を食べる場合等は、必ずごみ袋を持参していただき、発生したごみをお持ち帰りください。

公園に隣接するゲートボール場及びベンチは地域老人会の施設になりますので、ご利用はお控えください。

大型バスの駐車に関して、以下の「◆大型バスご利用の方へ」もご確認ください。

◆大型バスご利用の方へ

ヒルギ公園の大型バス駐車スペースは3台分ありますが、同時に複数の団体が来園される際等、スペースが不足します。

このため、団体で公園を利用される場合は、2週間前までに公園利用の申請を行ってください。

出入り、駐車の際は、交通事故防止のため、できる限り団体管理者様の責任でバスの誘導を行ってください。

満車が予想される場合は、公園管理者の指示に従い、公園内にてお客様を降車させた後、バスを臨時駐車場に移動していただきます（事前にバスドライバーへのご案内をお願い致します）。周辺での路上駐車は固く禁止します。

（後略）

出典：東村観光推進協議会資料

(2) 簡易的モニタリングの報告内容フォーマット

	内容	
確認日時	〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日 〇〇 : 〇〇	
確認場所	〇〇〇〇〇〇〇〇	(図面へ位置を入力)
		緯度経度情報 : 〇° 〇' N/〇° 〇'E
確認した内容	(例1) 〇月〇日のツアー時に観察していたオキナワセッコクがなくなった。現場には盗採の痕跡がみられる。 (例2) これまで見られなかった外来種である〇〇が侵入したのを発見した。 (例3) 先日の台風の影響で、歩道上の〇〇に損傷がみられる。	
写真	写真添付	写真添付
報告者名	〇〇〇〇	

(3) 東村エコツーリズム推進協議会 規約及び設置要綱

東村エコツーリズム推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、東村エコツーリズム推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、東村において豊かで貴重な自然環境が持続的に保護され、適切に利用されることで広く地域振興にも貢献するエコツーリズムを実現することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) エコツーリズム推進全体構想の作成及び変更に関すること
- (2) エコツーリズム推進全体構想の実施体制に関すること
- (3) その他、エコツーリズムの推進に必要な事項

(構成)

第4条 協議会は、別表1に掲げる関係機関・団体等をもって構成する。

- 2 新たに協議会の委員に加わる旨の申入れがあったときは、協議会委員の追加の議決をもって委員とし、別表1の名簿に追加する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 2名

- 2 前項の役員は、第4条第1項の構成員の中から協議会において選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 監事は、協議会の会計事務を監査する。
- 6 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、東村エコツーリズム推進協議会設置要綱第6条の規定に基づき開催し、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) エコツーリズム推進全体構想の策定及び変更に関する事
- (2) 各種事業計画及び収支予算の設定又は変更に関する事
- (3) 各種事業報告及び収支決算に関する事
- (4) 協議会の規約の変更及び改廃に関する事
- (5) その他協議会の運営に関する重要な事項に関する事

3 協議会は、重要な事項について検討を深めるため、協議会のもとに部会を設置することができる。

(ワーキング部会)

第7条 前条第3項の規定に基づく部会として、エコツーリズム推進全体構想に係る具体的な事項を検討するため、ワーキング部会を設置する。

2 ワーキング部会は、別表2に掲げる関係機関及び団体等をもって構成する。

3 ワーキング部会は、事務局が必要に応じて招集することができる。

(オブザーバー)

第8条 協議会には、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(会計)

第9条 協議会の会計は、補助金及びその他収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第10条 協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局は次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 東村企画観光課
- (2) その他、会長が必要と認めた者

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和6年3月29日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年2月25日に一部改正する。(協議会構成の一部変更)

東村エコツーリズム推進協議会設置要綱

令和6年3月14日

東村告示第3号

(設置)

第1条 東村におけるエコツーリズムを推進するため、東村エコツーリズム推進協議会（以下、「協議会」という。）を置く。

(目的)

第2条 協議会は、東村において豊かで貴重な自然環境が持続的に保護され、適切に利用されることで広く地域振興にも貢献するエコツーリズムを実現することを目的とし、幅広い関係者が連携し、検討、合意形成を行う。

(所掌事務)

第3条 この協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 東村エコツーリズム推進全体構想の作成及び変更に関すること
- (2) 東村エコツーリズム推進全体構想の実施体制に関すること
- (3) その他、東村エコツーリズムの推進に必要な事項

(構成)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱及び任命する。

- (1) 行政機関
- (2) 地元住民の代表
- (3) 地元関係団体の代表
- (4) 学識経験者
- (5) その他、村長が必要とする者

(役員)

第5条 協議会に委員の互選により会長を置く。

2 会長は、協議会を代表し会務を総括する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠いたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員が協議会に出席できない場合、委員が指名するものの代理出席を認め、委員と同等の扱いとする。

4 会議を欠席する者は、予定されている議事についての意見をあらかじめ文書で事務局に送付し、委任することができる。

5 協議会は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、その説明若しくは意見を聞き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、東村企画観光課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年3月14日から施行する。